（一社）千葉県建設業協会との意見交換会

日　時：令和８年１０月５日（月）１５：３０～１７：００
場　所：ＴＫＰガーデンシティ千葉　３階　シンフォニアＡ

議　事　次　第

司会：関東地方整備局 企画部
技術開発調整官

１．開　　会

２．挨　　拶

○ 関東地方整備局長
○ 千葉県　県土整備部長
○ （一社）千葉県建設業協会長

３．情 報 提 供

◇ 関東地方整備局の取り組みについて
◇ 建設産業行政の最近の動き
◇ （一社）千葉県建設業協会の活動状況

４．前 年 度 意 見 要 望 へ の 対 応 状 況 等

５．意 見 交 換

◇ （一社）千葉県建設業協会　提案テーマ
　１）地域の実情を踏まえた柔軟な積算制度の運用について
　２）積算に必要となる特別調査価格等の設計図書への明示について
　３）さらなるプレキャストコンクリート製品の導入促進について
◇ 自由討議

６．閉　　会

○ 関東地方整備局　副局長

配 布 資 料 一 覧

＜関東地方整備局＞

・関東地方整備局の取り組みについて　整備局資料－１

・建設産業行政の最近の動き　整備局資料－２

・令和７年度の業界団体との意見交換会における主な意見要望への対応状況　整備局資料－３

・意見交換会　回答　整備局資料－４

＜建設業協会＞

・（一社）千葉県建設業協会　活動報告　協会資料－１

・意見交換会提案議題　協会資料－２

＜別冊＞

・参考資料　整備局資料－参考資料

2026年度　千葉県建設業協会との意見交換会

出席者名簿

【千葉県建設業協会】	
会　長	石井　良典
副会長	船越　博文
副会長（東葛支部長）	湯浅　健司
副会長	渡邉　愼司
千葉支部長	市原　正男
京葉支部長	平山　知太
市原支部長	中村　照文
東葛支部長	戸邉　克己
北総支部長	萩原　仁
八日市場支部長	畔蒜　義文
山武支部長	古谷　秀一
長生支部長	緑川　剛司
夷隅支部長	西尾　淳
鴨川支部長	鈴木　浩明
館山支部長	小宮山　房信
君津支部長	石村　達雄
土木技術委員会委員長	菅谷　崇範
専務理事	相澤　忠利

【千葉県】	
県土整備部長	四童子　隆
県土整備部　災害・建設業担当部長	大塚　生一
県土整備部　次長	古谷野　克己
県土整備部　県土整備政策課長	加瀬　孝之
県土整備部　技術管理課長	横田　彰洋
県土整備部　建設・不動産業課長	佐藤　昇三
県土整備部　建設・不動産業課入札・技術審査担当課長	地挽　茂義

【千葉市】	
建設局　土木部長	柳澤　秀諭
建設局　土木部　技術管理課長	吉野　秀昭

【関東地方整備局】	
局長	西澤　賢太郎
副局長	笹原　顕雄
企画部長	清水　将之
建政部長	木村　よし子
営繕部長	中山　義章
企画部　技術調整管理官	荒井　満
企画部　技術開発調整官	後閑　浩幸
建政部　建設産業調整官	高城　辰哉
営繕部　営繕品質管理官	早川　忍
企画部　技術管理課長	小宮山　隆
企画部　技術調査課長	山下　敦馬
建政部　建設産業第一課長	征矢　道仁
千葉国道事務所長	堤　啓
江戸川河川事務所長	武藤　健治
利根川下流河川事務所長	三枝　伸太郎
首都国道事務所長	山岡　敏之
関東技術事務所長	山下　尚
霞ヶ浦河川事務所長	中﨑　薫
常総国道事務所長	川路　隆之
利根川上流河川事務所長	永松　義敬
東京第二営繕事務所長	彌吉　元毅

2026年度千葉県建設業協会との意見交換会　座席表（案）

開 催 日 時：令和8年10月5日（月）15:30～17:00
場　　所：TKPガーデンシティ千葉　3階「シンフォニアA」

出入口

出入口

事務局席	事務局席	事務局席	事務局席	事務局席

記者席	記者席	記者席	記者席	記者席	記者席

	専務理事 相澤　忠利	土木技術委員会委員長 菅谷　崇範	八日市場支部長 畔蒜　義文	山武支部長 古谷　秀一	北総支部長 萩原　仁	市原支部長 中村　照文	千葉支部長 市原　正男	副会長 湯浅　健司	会　長 石井　良典	副会長 船越　博文	副会長 渡邉　慎司	京葉支部長 平山　知太	東葛支部長 戸邉　克己	長生支部長 緑川　剛司	夷隅支部長 西尾　淳	鴨川支部長 鈴木　浩明	館山支部長 小宮山　房信	君津支部長 石村　達雄	
東京第二営繕事務所長 彌吉　元毅																			
利根川上流河川事務所長 永松　義敬																			
常総国道事務所長 川路　隆之																			関東技術事務所長 山下　尚
霞ヶ浦河川事務所長 中﨑　薫																			首都国道事務所長 山岡　敏之
関東地方整備局 建政部 建設産業第一課長 征矢　道仁																			利根川下流河川事務所長 三枝　伸太郎
関東地方整備局 企画部 技術調査課長 山下　敦馬																			江戸川河川事務所長 武藤　健治
関東地方整備局 企画部 技術管理課長 小宮山　隆	関東地方整備局 営繕部 営繕品質管理官 早川　忍	関東地方整備局 建政部 建設産業調整官 高城　辰哉	関東地方整備局 企画部 技術開発調整官 後閑　浩幸	関東地方整備局 企画部 技術調整管理官 荒井　満	関東地方整備局 営繕部長 中山　義章	関東地方整備局 建政部長 木村　よし子	関東地方整備局 企画部長 清水　将之	関東地方整備局 副局長 笹原　顕雄	関東地方整備局 局　長 西澤　賢太郎	千葉県県土整備部 部　長 四童子　隆	千葉県県土整備部 災害・建設業担当部長 大塚　生一	千葉県県土整備部 次　長 古谷野　克己	千葉県県土整備部 県土整備政策課長 加瀬　孝之	千葉県県土整備部 技術管理課長 横田　彰洋	千葉県県土整備部 建設・不動産業課長 佐藤　昇三	千葉県県土整備部 建設・不動産業課入札・技術審査担当課長 地挽　茂義	千葉市建設局 土木部長 柳澤　秀諭	千葉市建設局 土木部 技術管理課長 吉野　秀昭	千葉国道事務所長 堤　啓

随行者	事務局席	事務局席		事務局席	事務局席	事務局席	事務局席	事務局席		随行者	随行者	随行者	随行者	随行者		事務局席	事務局席

令和8年度 （一社）千葉県建設業協会との意見交換会（進行表）

令和8年10月5日（月）15：30～17：00　於：TKPガーデンシティ千葉　3階　シンフォニアA

時　間	内　　容		発言者	配付資料
《開会》				
15:30	**開会**		（司会：後閑　技術開発調整官）	
～ 15:39 （9分）	**挨拶**	関東地方整備局	西澤局長	
		千葉県	四童子県土整備部長	
		一般社団法人　千葉県建設業協会	石井会長	
15:39 ～ 15:41 （2分）	**出席者紹介**　　※資料確認含む			出席者一覧・配席表
《関東地方整備局からの情報提供》				
15:41 ～ 15:49 （8分）	**関東地方整備局の取り組み**			
		関東地方整備局の取り組みについて	企画部　山下技術調査課長	整備局資料－1
		建設産業行政の最近の動き	建政部　征矢建設産業第一課長	整備局資料－2
《千葉県建設業協会からの情報提供》				
15:49 ～ 15:59 （10分）	**（一社）千葉県建設業協会の活動状況**		相澤専務理事	協会資料－1
《令和7年度の業界団体との意見交換会における主な意見要望への対応状況》				
15:59 ～ 16:01 （2分）			企画部　小宮山技術管理課長	整備局資料－3
《意見交換》				
〔協会側テーマ〕				
16:01 ～ 16:26 （25分）	**1．地域の実情を踏まえた柔軟な積算制度の運用について** **2．積算に必要となる特別調査価格等の設計図書への明示について** **3．さらなるプレキャストコンクリート製品の導入促進について**		提案説明：1．から3．相澤専務理事 回　　答：1．から3．企画部　小宮山管理課長	協会資料－2 整備局資料－4
〔自由討議〕				
16:26 ～ 16:55 （29分）	**自由討議**		**（質疑：適宜発言）**	
《閉会》				
16:55 ～ 17:00 （5分）	**閉会**		笹原副局長	

関東地方整備局の取組について

令和 8年10月 5日

国土交通省　関東地方整備局

目 次

1. 令和8年度　予算の概要

2. 令和9年度　国土交通省予算概算要求

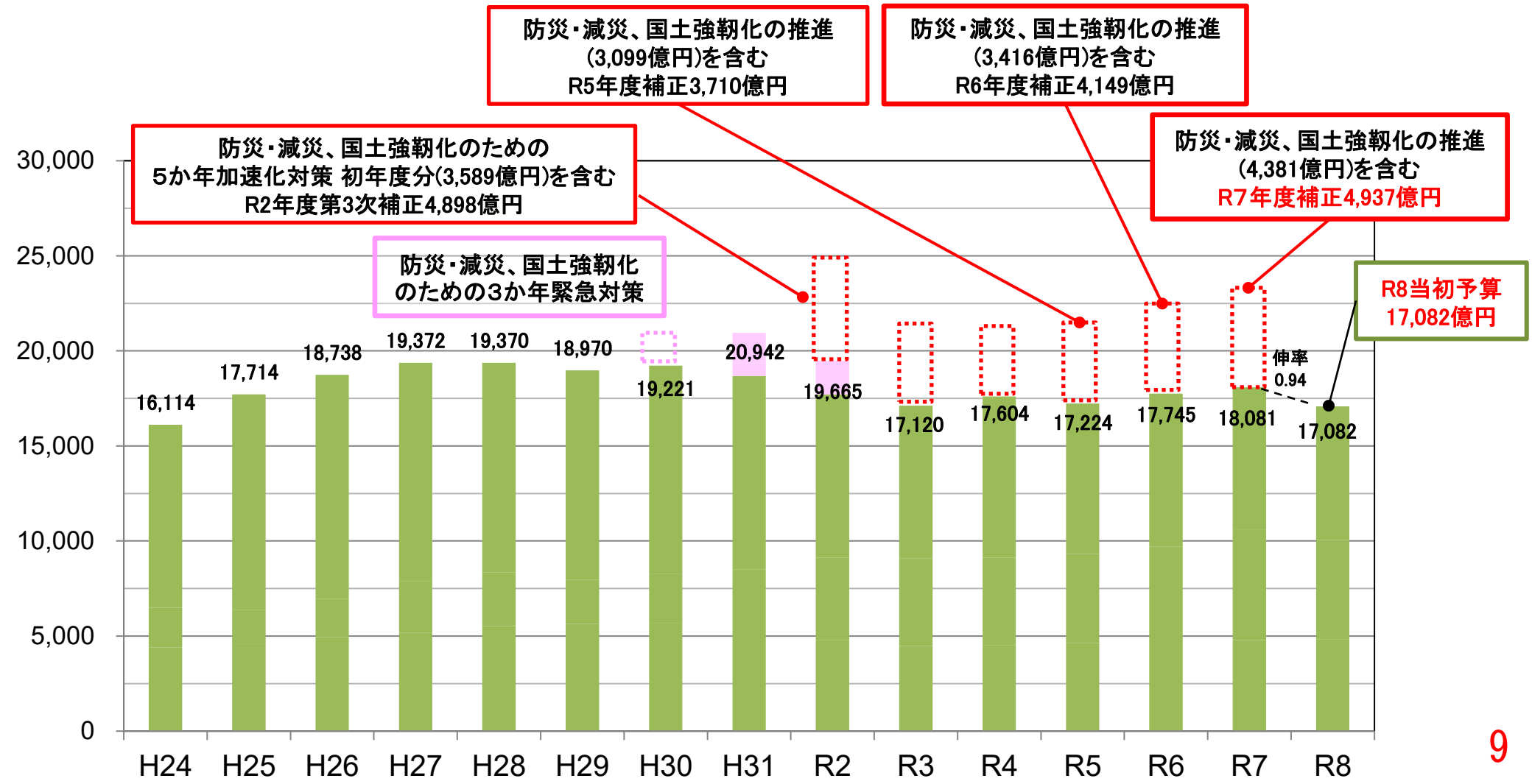
3. 関東地方整備局における2026年度の取組み等

１．令和８年度　予算の概要

関東地方整備局の予算推移

○令和7年度補正予算は、防災・減災、国土強靭化の推進（4,381億円）を含め、4,937億円。

○令和8年度当初予算は、**1兆7,082億円（対前年度比0.94）**。

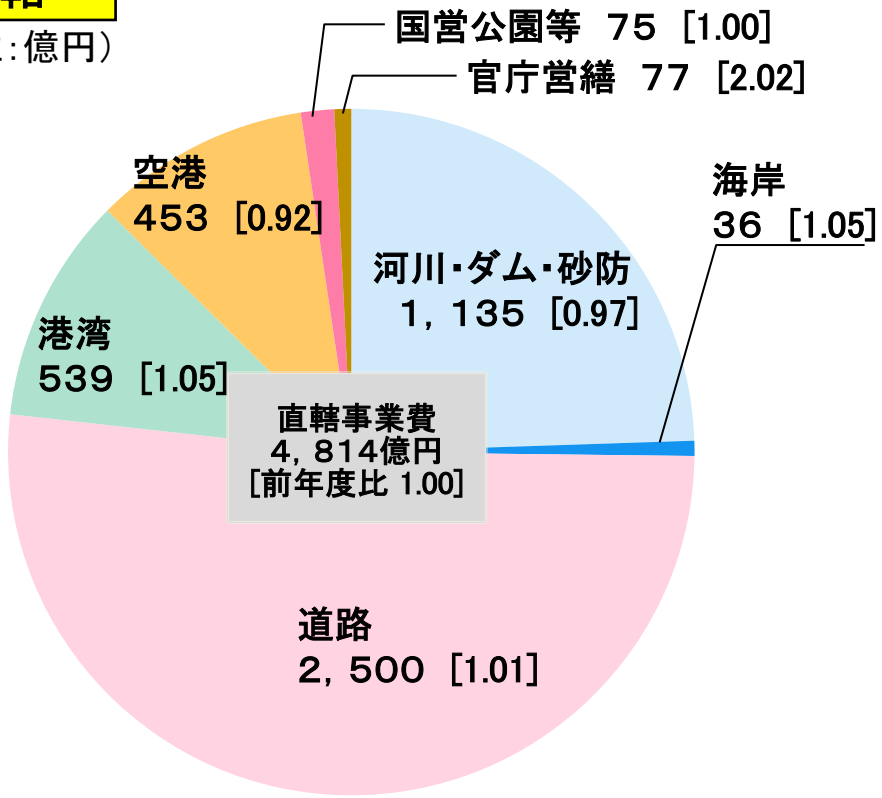


関東地方整備局の令和8年度予算

○令和8年度の当初予算は1兆7,082億円（前年度比0.94）。

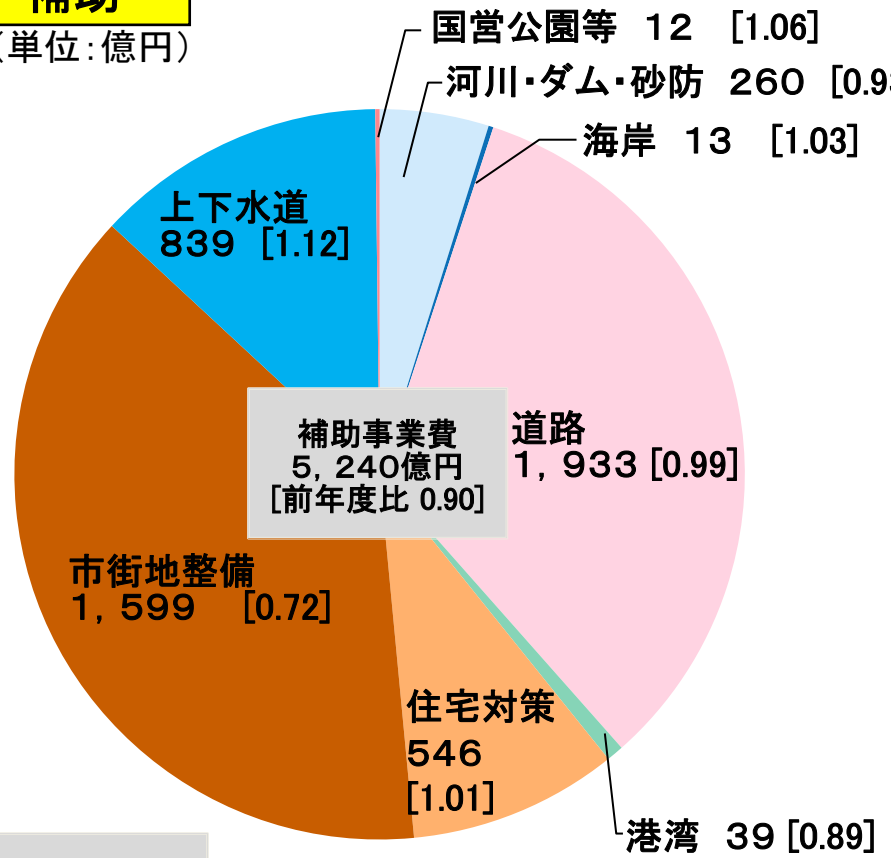
直轄

（単位：億円）



補助

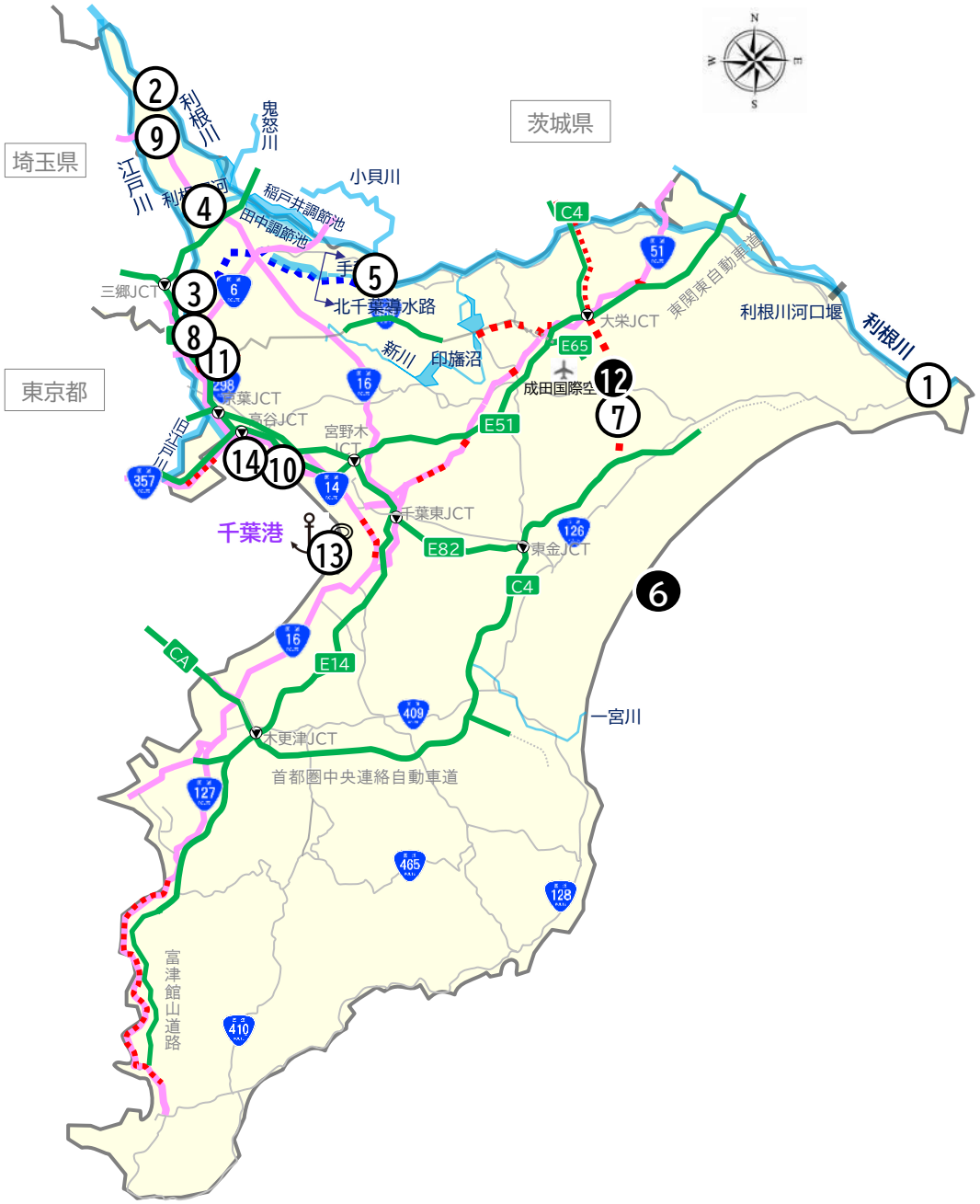
（単位：億円）



社会資本総合整備事業費
（社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金）
7，028億円
[前年度比 0.94]

※［　括弧書き　］は、対前年度比
※　計数はそれぞれ四捨五入しているため、端数において合計とは一致しない場合がある。

千葉県内の主要事業　代表箇所



No.	事業名	参考資料
1	利根川下流　河川改修事業	河－1
2	利根川上流　河川改修事業	河－2
3	江戸川　河川改修事業	河－28
4	江戸川　河川工作物関連応急対策事業（西深井第二排水樋管）	河－33
5	北千葉導水路堰堤改良事業	河－34
6	★北九十九里～一宮海岸　高潮対策事業	河－35
7	国道468号　首都圏中央連絡自動車道（大栄～横芝）	道－23
8	国道6号　千葉6号交通安全対策（松戸二中前交差点改良）	道－24
9	国道16号　千葉16号電線共同溝 （東金野井地区（下り）電線共同溝）	道－25
10	国道357号　東京湾岸道路（千葉県区間）	道－26
11	国道464号　北千葉道路（市川・松戸）	道－27
12	★主要地方道成田松尾線　成田空港周辺IC（仮称）	道－28
13	千葉港千葉中央地区複合一貫輸送ターミナル整備事業	港空－4
14	千葉港海岸直轄海岸保全施設整備事業	港空－5

※事業名に★がついているものは補助事業

※ 主要事業のうち代表的な事業の
おおよその位置を示したものです。

○ 直轄事業
● 補助事業

高規格道路（開通）
直轄国道（開通）
事業中（道路関係）

2. 令和9年度　国土交通省予算概算要求

令和9年度　国土交通省 予算概算要求額

国土交通省

1. 国費総額

〈 対 R8当初＋R7補正※ 〉（ 対 R8当初 ）

(1) 一般会計　　8兆7，694億円〈1．35倍〉（1.44倍）

（うち、『「強く豊かな日本」投資枠』　1兆5，508億円）

公共事業関係費	7兆6，761億円	**〈1．38倍〉**（1.45倍）
○一般公共事業費	7兆6，323億円	
○災害復旧等	438億円	
非公共事業	1兆　933億円	**〈1．18倍〉**（1.40倍）
○その他施設費	876億円	
○行政経費	1兆　57億円	

※R7補正から、事項要求を行うものや災害復旧等を除く恒常的な経費

(2) 東日本大震災復興特別会計　　359億円（1．03倍）

2. 財政投融資　　2兆　134億円（1．47倍）

○　上記の他、下記項目について事項要求を行い、予算編成過程で検討する。
- 第１次国土強靱化実施中期計画に基づく取組の推進に必要な経費（『「強く豊かな日本」投資枠』）
- 労務費確保の必要性や近年の資材価格の高騰の影響等を考慮した公共事業等の実施に必要な経費
- 戦略産業クラスター等の形成に資するインフラ整備等の推進に必要な経費（『「強く豊かな日本」投資枠』）

第1次国土強靭化実施中期計画【概要】

令和7年6月6日 閣議決定

第１章　基本的な考え方

○防災・減災、国土強靭化の取組の切れ目ない推進

○近年の災害（能登半島地震・豪雨、秋田・山形豪雨、台風10号、日向灘地震等）

○5か年加速化対策等の効果（被害軽減・早期復旧への貢献、地域防災力の高まり等）

○状況変化への対応（3つの変化（災害外力・耐力、社会状況、事業実施環境）への対応）

（災害外力・耐力の変化への対応）
- 気候変動に伴う気象災害への「適応」と「緩和」策の推進
- 最先端技術を駆使した自立分散型システムの導入
- グリーンインフラの活用の推進
- 障害者、高齢者、こども、女性、外国人等への配慮
- 埼玉県八潮市の道路陥没事故を踏まえたインフラ老朽化対策の推進

（人口減少等の社会状況の変化への対応）
- 地方創生の取組と国土強靭化の一体的推進
- フェーズフリー対策の積極的導入
- 地域コミュニティの強化、ハード・ソフト対策の推進
- まちづくり計画と国土強靭化地域計画の連携強化
- 積雪寒冷地特有の課題への配慮、条件不利地域における対策強化、「半島防災・強靭化」等の推進

（事業実施環境の変化への対応）
- 年齢や性別にとらわれない幅広い人材活用
- 革新的技術による自動化・遠隔操作化・省人化
- 気象予測精度の向上と社会経済活動の計画的抑制
- 安全確保に伴う不便・不利益への社会受容性の向上
- フェーズフリーな仕組みづくりの推進
- 広域連携体制の強化、資機材仕様の共通化・規格化

第２章　計画期間　令和8年度から令和12年度までの5年間

第３章　計画期間内に実施すべき施策（全326施策）

○第4章の施策の他、施策の推進に必要な制度整備や関連計画の策定等の環境整備、普及啓発活動等の継続的取組、長期を見据えた調査研究等について、目標を設定して取組を推進

	Ⅰ．防災インフラの整備・管理	Ⅱ．ライフラインの強靭化	Ⅲ．デジタル等新技術の活用	Ⅳ．官民連携強化	Ⅴ．地域防災力の強化
主な施策の内容・目標	・個別避難計画作成 ・情報科学を活用した地震調査研究プロジェクト ➡ 60施策	・迅速な航路啓開のための体制の整備 ・衛星通信システムに関する制度整備等 ➡ 109施策	・マイナンバーカードを活用した避難所運営効率化等 ・矯正施設のデジタル無線機の適正な稼働 ➡ 56施策	・病院におけるBCPの策定 ・災害保険や民間の防災・減災サービスの活用・啓蒙活動の強化 ➡ 65施策	・地方公共団体における災害用井戸・湧水等の活用 ・「世界津波の日」を含む防災への意識向上のための普及啓発活動 ➡ 72施策

※複数の柱に位置付けられた施策があるため、各柱の施策数の合計は全施策数と一致しない。

第４章　推進が特に必要となる施策（全114施策（234指標））

1　施策の内容

○施策の目標は、南海トラフ地震が30年以内に発生する確率（8割程度）等に鑑み、一人でも多くの国民の生命・財産・暮らしを守るため、おおむね20年から30年程度を一つの目安として、検討・設定。長期目標の達成に30年超の期間を要する施策においても、地域ごとに異なる災害リスクの実情や緊急性等を踏まえ、早期に効果を発揮できるよう、優先順位・手法を検討の上、実施

	Ⅰ．防災インフラの整備・管理	Ⅱ．ライフラインの強靭化	Ⅲ．デジタル等新技術の活用	Ⅳ．官民連携強化	Ⅴ．地域防災力の強化
主な施策の内容・目標	○ 中小河川も含めた洪水・内水ハザードマップ等の水災害リスク情報の充実 ○ 関係府省庁の枠を越えた流域治水対策等の推進 ○ 障害者・高齢者・こども・外国人等に配慮した災害情報提供の強化 ○ 発災後の残存リスクの管理 ○ 予防保全型メンテナンスへの早期転換　等 ➡ 28施策（76指標）	○ 予防保全型メンテナンスへの早期転換 ○ 広域支援に不可欠な陸海空の交通ネットワークの連携強化 ○ 上下水道システムの耐震化を始めとした耐災害性の強化 ○ 送電網の強化及び自立分散型の電源・エネルギーの活用 ○ 通信システムの災害時自立性の強化　等 ➡ 42施策（87指標）	○ 国の地方支分部局等の資機材の充実（警察・消防・自衛隊・TEC-FORCE等） ○ 一元的な情報収集・提供システムの構築 ○ フェーズフリーなデジタル体制の構築　等 ➡ 16施策（24指標）	○ 生活の基盤となる住宅・建築物の耐震化 ○ 密集市街地や地下街等の耐震化・火災対策の推進 ○ 保健・医療・福祉支援の体制・連携強化 ○ 立地適正化計画等と連携した国土強靭化施策の推進 ○ 国土強靭化と地方創生の一体的推進による地域防災力の強化　等 ➡ 13施策（18指標）	○ スフィア基準等を踏まえた避難所環境の抜本的改善 ○ 国等によるプッシュ型支援物資の分散備蓄の強化 ○ 避難所や教育の現場となる学校等の耐災害性強化 ○ 避難所等における自立分散型の電源・エネルギーシステムの構築 ○ 発災時における民間・NPO・ボランティア等の活動環境の整備　等 ➡ 16施策（29指標）

※1施策（住宅・建築物の耐震化の促進）が「ライフラインの強靭化」と「官民連携強化」に位置付けられているため、各柱の施策数の合計は全施策数と一致しない。

2　対策の事業規模

○「推進が特に必要となる施策」の事業規模は、今後5年間でおおむね20兆円強程度を目途とし、今後の資材価格・人件費高騰等の影響については予算編成過程で適切に反映。各年度の取扱いについては、今後の災害の発生状況や事業の進捗状況、経済情勢・財政事情等を踏まえ、機動的・弾力的に対応。（Ⅰ．防災インフラの整備・管理：おおむね5.8兆円、Ⅱ．ライフラインの強靭化：おおむね10.6兆円、Ⅲ．デジタル等新技術の活用：おおむね0.3兆円、Ⅳ．官民連携強化：おおむね1.8兆円、Ⅴ．地域防災力の強化：おおむね1.8兆円）

第５章　フォローアップと計画の見直し

○毎年度の年次計画を通じたフォローアップの実施（「評価の在り方」を適用）

○災害から得られた知見の継承、対策の課題・効果の取りまとめ・発信

○巨大地震の被害想定地域や条件不利地域は、関連計画のフォローアップと連携

○事業実施環境の整備に向けた取組の強力な推進、評価に必要なデータ収集の推進

○実施に際し、真に必要な財政需要に安定的に対応するため、地域の実情も踏まえ、受益者による負担の状況を念頭に置きつつ、事業の進捗管理と財源確保方策の具体的な検討を開始

３．関東地方整備局における2026年度の取組み等

働き方改革・担い手確保に向けた関東地方整備局の取組方針

- 建設産業は、「社会資本の整備・管理の担い手」であるとともに、災害時における「地域の守り手」として、国民生活や社会経済を支える極めて重要な役割を担っています。
- 関東地方整備局は、建設産業がその役割を持続的に果たし続けられるよう、2026年度は下記の4つの柱で、さまざまな施策を推進します。

01 受注機会の確保

① R7補正・R8当初予算による計画的な工事発注
② 入札・契約、総合評価の工夫
【1】 受注機会の確保
－直轄実績を持たない企業の新規参入促進≪拡充≫
－一括審査方式を積極実施
－航空レーザ測量における地域企業参加型JV評価の導入≪新規 R8.8～≫
【2】 適切な競争環境の確保
－技術者評価の対象となる工事成績の対象期間を4⇒8年に延長
－企業の工事成績の差異を適正に評価
－業務成績評点の評価区分の細分化≪新規 R8.8～≫
【3】 企業の技術者運用の柔軟化
－参加表明段階で配置予定技術者の提示を求めない方式
－女性技術者・若手技術者を活用しやすくする運用

02 担い手確保の取り組み強化

① 多様な働き方の実現に向けた支援
② 安全管理推進技術者等認定制度
③ 建設業の魅力向上のための産官学連絡協議会活動
④ 学校関係者等に向けた現場見学機会の提供
⑤ 総合評価の工夫
－若手／女性技術者の活用に対する加点評価
－熟練技術者の活用に対する加点評価
≪新規 R8.8～≫
－WLB認定企業の加点評価の実施

03 現場の環境改善・効率化の推進

① 国と県・政令市の工事関係書類の統一化と工事書類スリム化の徹底
② 適切な設計変更の徹底（ガイドライン（総合版）の周知徹底）
③ 快適トイレの費用計上の拡充
④ 猛暑対策の強化
－猛暑期間を休工可能とする工事発注
－現場環境改善費における熱中症対策等への充当を強化
－猛暑対策の工夫を行う試行工事の実施（総合評価において猛暑対策の提案を評価）
⑤i-Construction2.0の推進
－小規模工事へのICT施工の普及強化のための取組みパッケージの充実
－総合評価にICT施工StageⅡを追加
≪新規 R8.8～≫

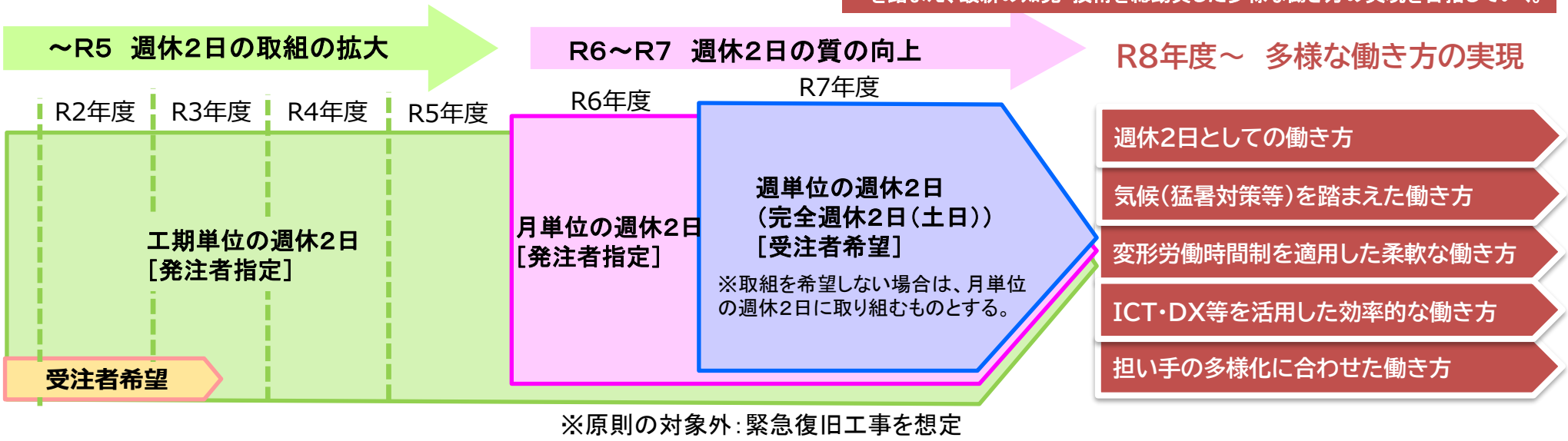
04 自治体等への第三次担い手三法の浸透

①発注者協議会でのマネジメント強化
－取組推進のための指標設定（第三次・関東ブロック独自指標）
－「公共工事発注者の心得」の策定
－自治体の取組み好事例の水平展開

02. ①これまでの週休2日の推進と多様な働き方の実現に向けた支援

これまでの週休2日の推進と多様な働き方の実現に向けた支援

・直轄工事における試行を通じて建設業は完全週休2日を含む週休2日が可能な業界であることを確認。
・他方、地域の実情や現場の状況等により多様な働き方が求められている状況を踏まえ、最新の知見・技術を総動員した多様な働き方の実現を目指していく。



※原則の対象外：緊急復旧工事を想定

R7年度の週休２日補正係数（現場閉所）

工期単位（4週8休）	月単位	週単位（完全週休2日（土日））
補正無し	労務費：1．02 共通仮設費：1．01 現場管理費：1．02	労務費：1．02 共通仮設費：1．02 現場管理費：1．03

R8年度は週休２日制適用工事の試行完了に伴い補正係数は廃止

週休２日に係る工事成績評点（現場閉所）

R6年度	R7年度	R8年度
加点：土日を休日とする週休2日を実施した場合は加点 減点：明らかに受注者側に月単位の週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については減点	加点：なし 減点：明らかに受注者側に月単位の週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については減点	加点・減点なし （週休2日制適用工事の試行完了）

建設工事における猛暑対策サポートパッケージ【概要版】

令和7年12月23日公表）

【概要】
〇建設業の担い手を確保するため、他産業と遜色のない労働条件・労働環境の実現が必要
〇猛暑は今後も続くと想定され、厳しい作業環境において、地域の実情を踏まえ、最新の知見・技術を総動員した多様な働き方の実現が必要
〇施工者の自主性を尊重しつつ、地域の実情や現場の状況等に応じて、受注者が施工の時期、時間や方法を柔軟に選択できるよう、工期の設定、新技術の導入や熱中症対策に係る費用等について支援する取組を「建設工事における猛暑対策サポートパッケージ」としてとりまとめ

来季に向けて実施する具体的な施策・取組

1. 猛暑期間・時間の作業回避

（1－1）猛暑期間を回避した工事発注
- 猛暑日（WBGT値）を考慮した工期設定
- 発注者による、猛暑期間の現場施工を回避する工夫（準備工、工場製作等）により、工期設定

（1－2）猛暑期間を休工可能とする工事発注
- 猛暑期間を休工可能とする工事発注の実現に向け、効果や必要となる費用・取組の調査を目的とした試行工事の実施【新規】

（1－3）猛暑期間における現場施工回避の協議の明記
- 宇都宮国道事務所等において、試行的に実施
- 特記仕様書への記載を他事務所に展開【新規】

（1－4）猛暑時間の施工回避
- 現場環境に応じて、作業の開始時間、終了時間を、監督職員と協議の上、柔軟に設定
- 早朝・夜間施工に係る警察や地元等への協議について、必要がある場合、発注者が協力すること等について、特記仕様書へ記載【新規】

（1－5）1年単位の変形労働時間制（1－2～1－4とセット）
- 1年単位の変形労働時間制の活用に向けた関係者との連携【新規】

（1－6）適切な設計図書の作成

（1－7）労働実態の把握

2. 効率的な施工、作業環境の改善

（2－1）i-Construction 2.0の推進
- 施工・データ連携・施工管理のオートメーション化の取組を加速

（2－2）作業環境の改善
- 個社毎の取組（定置式水平ジブクレーン、バイタルチェック機器等）
- 技術開発の促進（SBIR制度による支援に向けた公募実施）【新規】
- 技術提案評価型S型を活用した、作業環境の改善に資する施工方法・施工計画の工夫促進【新規】

3. 猛暑対策に必要な経費等の確保

（3－1）熱中症対策に係る経費
- 現場管理費、現場環境改善費での熱中症対策費用の計上
- 実態に応じた熱中症対策費用の確保【新規】

（3－2）直接工事費
- 維持工事等で標準歩掛がない作業は見積り等による精算変更
- 施工実態調査に基づく歩掛の見直し

4. 地方公共団体・民間発注者等への周知・要請、好事例の横展開

（4－1）工期における猛暑日考慮の徹底【新規】
- 「工期に関する基準」の対応状況調査、働きかけ等

（4－2）工期以外の猛暑対策の推進【新規】

（4－3）好事例の横展開【新規】

中長期的な課題への対応

- 日給制の技能労働者の年間総労働時間・賃金を確保する方策
- 1年単位の変形労働時間制の運用改善、生命・安全を守るための猛暑日における作業のあり方の議論

現場環境改善費の実施内容の見直しと拡充

○ 昨今の建設業を取り巻く状況を踏まえ、実施する内容を見直し。
○ より効果的な現場環境改善が図られるよう、実施内容の絞り込みを行うとともに、熱中症対策・防寒対策への充当を強化。

【猛暑対策サポートパッケージ関連】

従　来

計上費目	実施する内容(率計上分)
仮設備関係	1.用水・電力等の供給設備 2.緑化・花壇 3.ライトアップ施設 4.見学路及び椅子の設置 5.昇降設備の充実 6.環境負荷の低減
営繕関係	1.現場事務所の快適化(女性用更衣室の設置を含む) 2.労働者宿舎の快適化 3.デザインボックス(交通誘導員待機室) 4.現場休憩所の快適化 5.健康関連施設および厚生施設の充実等
安全関係	1.工事標識・照明等安全施設のイメージアップ(電光式標識等) 2.盗難防止対策(警報機等)
地域連携	1.完成予想図 2.工法説明図 3.工事工程表 4.デザイン工事看板(各工事PR看板含む) 5.見学会等の開催(イベント等の実施含む) 6.見学所(インフォメーションセンター)の設置及び管理運営 7.パンフレット・工法説明ビデオ 8.地域対策費等(地域行事等の経費含む) 9.社会貢献

計上費目ごとに1内容ずつ(いずれか1費目のみ2内容)の合計5つの内容を実施

対象額:Pi		現場環境改善費率:i(%)	
		大都市・市街地	左記以外
直接工事費(処分費等を除く) ＋ 支給品費 ＋ 無償貸付機械等評価額	5億円以下の場合	$i=56.6\cdot Pi^{-0.174}$	$i=39.9\cdot Pi^{-0.201}$
	5億円を超える場合	1.73	0.71

＋

実施する内容(積み上げ計上分)
主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用については、対策の妥当性を確認の上、積み上げ計上。なお、積み上げ計上をする場合は、現場管理費に計上される作業員個人の費用と重複がないことを確認し、率分で計上される額の50%を上限とする。

改定後

計上費目	実施する内容(率計上分)
仮設備関係	1.昇降設備の充実 2.環境対策の充実 3.ICT設備の充実 4.作業負荷の低減
営繕関係	1.現場事務所の快適化(女性用更衣室の設置を含む) 2.労働者宿舎の充実 3.現場休憩所の充実(交通誘導員待機室含む) 4.衛生設備・厚生施設の充実
安全関係	1.工事標識・照明等安全施設の充実 2.盗難防止対策 3.健康関連施設の充実 4.野生生物・害虫対策
地域連携	1.広報活動等(完成予想図、パンフレット、工法説明、PR看板等) 2.見学会・イベント等の開催(見学施設等設置・管理運営等含む) 3.社会貢献・地域対策費等(地域行事等の経費含む) 4.現場景観向上(美装化・デザイン看板等)

計上費目ごとに1内容ずつの**合計4つ**の内容を実施

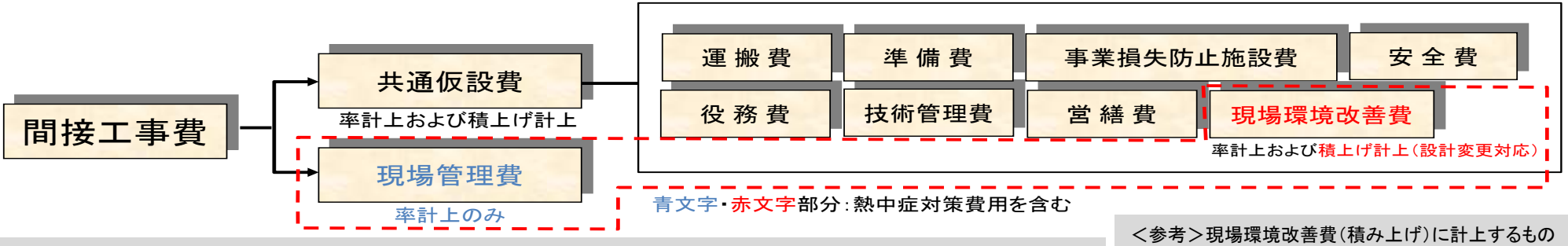
対象額:Pi		現場環境改善費率:i(%)	
		大都市・市街地	左記以外
直接工事費(処分費等を除く) ＋ 支給品費 ＋ 無償貸付機械等評価額	5億円以下の場合	$i=45.9\cdot Pi^{-0.175}$	$i=32.5\cdot Pi^{-0.202}$
	5億円を超える場合	1.38	0.57

＋

実施する内容(積み上げ計上分)
主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用については、対策の妥当性を確認の上、積み上げ計上。なお、積み上げ計上をする場合は、現場管理費に計上される作業員個人の費用と重複がないことを確認し、率分で計上される額の**100%**を上限とする。

関東地方整備局発注工事の熱中症対策に係る積算等における運用について

国土交通省
関東地方整備局



＜参考＞現場管理費（率計上）に含むもの
労務管理費、安全訓練等費用、租税公課、保険料、従業員給料手当、退職金、法定福利費、建設業退職金共済契約に係る掛金、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、交際費、補償費、外注経費、工事登録等費用、動力・用水光熱費、公共事業労務費調査費用、雑費

＜参考＞現場環境改善費（積み上げ）に計上するもの
・熱中症対策・防寒対策に関する費用
・巨額となるなど現場環境改善費率分で行うことが適当でないと判断されるものの費用

現場管理費における熱中症対策費用（率計上）

令和元年度～

【対象費用】

主に作業員個人に対する熱中症対策費用
（例：塩飴、経口保水液等効果的な飲料水、空調服、熱中症対策キット等）

【計上方法】

現場管理費の率計上（真夏日の日数に応じて補正（※1））

※1：現場管理費＝対象純工事費×（（現場管理費率×地域補正係数）
＋熱中症対策に資する現場管理費の補正）
熱中症対策に資する現場管理費の補正
＝真夏日率×1．2（真夏日補正係数）
真夏日率＝基準日（※2）から工期末までの真夏日（※3）÷工期（※4）

※2：受発注者協議により定める（工事着手日を基本とする）
※3：日最高気温が30度（℃）以上、またはWBGTが日最高25度（℃）以上の日（休工日は含まない）
ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が30度（℃）以上、またはWBGTが25度（℃）以上の日とする。
※4：工事着手日から工事完成日までの期間（休工日も含む）
ただし、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

現場環境改善費における熱中症対策費用（積み上げ計上（設計変更対応））

令和7年度～（令和8年度～ 拡充）

【対象費用】

主に現場の施設や設備による避暑熱中症対策（・防寒対策）費用
（例：遮光ネット、大型扇風機、送風機、製氷機、日除けテント、ミストファン、休息車の配置等）

【計上方法】

対策の妥当性（※5）を確認の上、現場環境改善費の積み上げ計上（※6）

※5：**対策の妥当性とは、定量的な冷却効果の評価ではなく、過度に高価な製品や過剰な数量とならないよう配慮することを指すものであり、見積書にて確認する（請求書や領収書までは求めない）。**

※6：令和8年4月1日以降に入札書提出期限日が設定されている工事は、率計上額の100%を上限に**設計変更にて**積上げ計上
令和7年4月1日以降に入札書提出期限日が設定されている工事は、**率計上額の50%を上限**に**設計変更にて**積上げ計上
令和7年3月31日以前に入札書提出期限日が設定されている工事は、率計上（安全関係_避暑（熱中症予防）・防寒対策に含む）

20

＜留意事項＞
積み上げ計上にあたっては、共通仮設費に含まれる安全費や営繕費、現場管理費に計上される現場労働者に係る費用と重複がないことを確認すること。

現場環境改善費における熱中症対策費用(積み上げ計上(設計変更対応))

【計上例】

＜R8基準(率計上分の100%)＞

例:道路改良工事

(工事費計:218,317千円、対象額(直接工事費(処分費等を除く)+支給品費+無償貸付機械等評価額):約117,130千円、施工地域:市街地以外)

⇒ 現場環境改善費:890千円(率計上分)

⇒ 避暑熱中症対策費用【積上げ計上】上限額: 890千円

例:河川工事(築堤・護岸)

(工事費計:173,316千円、対象額(直接工事費(処分費等を除く)+支給品費+無償貸付機械等評価額):約94,039千円、施工地域:市街地以外)

⇒ 現場環境改善費:752千円(率計上分)

⇒ 避暑熱中症対策費用【積上げ計上】上限額: 752千円

対象額が5億円以上で積上げ計上上限額は固定額となる。

率計上分上限額(市街地):6,900千円(率計上分)

避暑熱中症対策費用【積上げ計上】上限額: 6,900千円

率計上分上限額(市街地以外):2,850千円(率計上分)

避暑熱中症対策費用【積上げ計上】上限額: 2,850千円

21

【例示】現場環境改善費における熱中症対策費用（積み上げ計上（設計変更対応））

②現場環境改善費による熱中症対策・防寒対策の積み上げ計上<令和7年度基準より>

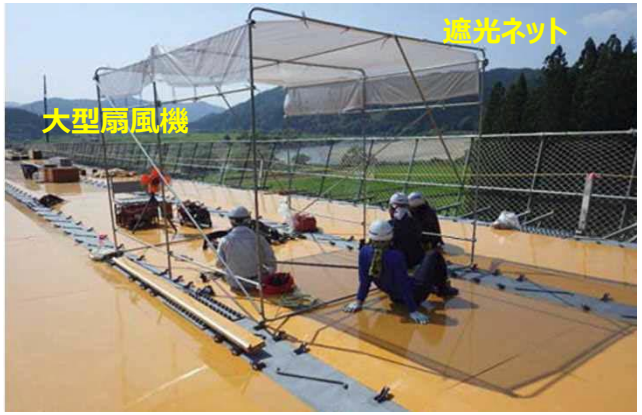
・現場環境改善に要する費用として、現場環境改善費（率）の50%を上限に積上げ計上。

主に現場の施設や設備に対する熱中症対策費用　※R8基準より100%を上限

例：遮光ネット、大型扇風機、送風機、製氷機、日除けテント、ミストファン、休息車の配置等

写真出典：「建設現場における熱中症対策事例集」（平成29年3月国土交通省大臣官房技術調査課）

メッシュシートによる遮光設備と大型扇風機の設置



作業員休息所から離れている箇所に休息車を配置
（車内にクーラーや温冷庫を設置）





現場休憩所に日除けテント・ミストファン設置



給水器



製氷機



【例示】現場管理費における熱中症対策費用（率計上）

○工事積算における熱中症対策に関する対応としては、①熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行、②現場環境改善費による熱中症対策・防寒対策の積み上げ計上があるが、それぞれの内容について以下のとおり例示する。

写真出典：「建設現場における熱中症対策事例集」
（平成29年3月国土交通省大臣官房技術調査課）

①熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行<H31年度より試行>
・工事現場の安全（熱中症）対策に要する費用として計上。
主に作業員個人に対する熱中症対策費用。

例：塩飴、経口保水液等効果的な飲料水、空調服、熱中症対策キット等

塩飴等



経口保水液等効果的な飲料水を常備



熱中症対策キットの設置場所の明示



空調服



ヘルメット取付ソーラー充電式ファンと
クーリングベルト



熱中症対策キット



（１－２）猛暑期間を休工可能とする工事発注 （実施中4工事）

令和8年7月30日　記者発表資料

《猛暑期間を休工可能とする試行の概要》

【本試行の目的】

本工事は、猛暑期間を休工可能とする工事発注の実装に向け、猛暑期間を休工した場合の効果や課題等を検証するための試行工事です。

猛暑期間を休工とした場合、工程調整、資機材の管理方法、技能労働者の再確保、休工期間中の経費の取扱いなどの課題が想定されることから、これらについて検討を行う必要があります。

このため、本工事では、発注者が猛暑期間をあらかじめ指定し、当該期間を避けた工期設定を行うことで、受注者が計画的に休工しやすい環境を整備します。その上で、想定される課題の解消状況や休工の効果等を検証し、猛暑期間を休工可能とする工事発注の実装に向けた基礎資料を収集することを目的としています。

【休工期間の取扱い】

○工事公告時に、あらかじめ猛暑期間を避けた工期設定（準休工期間の設定）を行い、受注者は当該期間内において任意に休工期間を設定できるものとしています。
※休工期間を設定する場合、最低２週間程度の休工を必須としています。
※猛暑対策が不要と判断できる場合には、休工期間を設定しないこともできます。

○休工期間を変更する場合は、協議を行うものとし、設計変更の対象とします。

（参考）建設工事における猛暑対策サポートパッケージおよび事例集 https://www.mlit.go.jp/about/nettyuu.html

【効果等の検証】

本試行においては、取組の効果等の検証を行うため、受注者に対し、アンケート調査を行う予定です。

《令和８年度の猛暑期間を対象としている試行工事一覧》

	①	②	③	④
事務所	宇都宮国道事務所	高崎河川国道事務所	高崎河川国道事務所	大宮国道事務所
区分	分任官	分任官	分任官	分任官
工事種別	アスファルト舗装工事	アスファルト舗装工事	アスファルト舗装工事	アスファルト舗装工事
工事件名	Ｒ７小山出張所管内路面補修工事	Ｒ７国道５０号前橋笠懸道路赤堀今井地区舗装その１工事	Ｒ７国道５０号前橋笠懸道路赤堀今井地区舗装その２工事	Ｒ７熊谷国道出張所管内舗装修繕他工事
受注者	昭和建設（株）	沼田土建（株）	岩上建設（株）	北川ヒューテック（株）
公告日 開札日	R8.1.19 R8.3.2	R8.2.6 R8.3.18	R8.2.6 R8.3.18	R8.1.30 R8.3.12
契約日 履行期間	R8.3.16 R8.12.25	R8.3.31 R9.1.8	R8.3.30 R8.12.11	R8.3.31 R9.2.24
準休工期間 （官工程）	R8.8.1 R8.8.31	R8.7.1 R8.8.31	R8.7.1 R8.8.31	R8.7.1 R8.8.31
休工期間 （実施工程）	R8.8.1 R8.8.31	R8.8.8 R8.8.30	R8.8.8 R8.8.23	R8.8.8 R8.8.23

（1－4）猛暑時間の施工回避　江戸川河川事務所

令和8年6月30日　記者発表資料

猛暑対策サマータイムチャレンジはじめます！

江戸川河川事務所

～建設業界全体で働きやすい環境を整備し、魅力のある業界として担い手の確保を目指す～

熱中症リスクの低減および作業効率の向上、建設業界における働き方改革の推進等を目的に、事業者の協力の下、地域の理解が得られた現場において、「サマータイム導入工事」の実施　6/24時点取組工事等11件（9社）

工事名	工事種別	取組内容 ※現場条件、天候によっては変更の場合あり	会社名
江戸川水閘門改築（1期）工事	河川工事	作業時間7:30～13:30（7/13～8/7）	（株）大林組
R7・8・9江戸川上流左岸河川維持工事	河川維持	4週10休以上の導入（6/1～10/31）	松浦建設（株）
R8・9運河河川維持工事	河川維持	作業時間6:00～15:00（6/1～9/30　休憩2時間）	戸邊建設（株）
R8・9江戸川河口河川維持工事	河川維持	作業時間8:00～17:00（7/1～7/31　休憩2時間）	名倉建設(株)
R7・8松戸管内河川維持工事	河川維持	作業時間7:00～16:00（7/1～7/31）	金杉建設（株）
R8三郷・吉川河川維持工事	河川維持	作業時間8:00～18:00（7/1～7/31　休憩2時間）	金杉建設（株）
R7・8中川下流河川維持工事	河川維持	作業時間8:00～12:00（5/7～9/30）	（株）ケイミックス
R8江戸川上流流量観測業務	測量	作業時間6:30～15:00（6/1～9/30）	国内調査測量（株）
R8江戸川下流流量観測業務	測量	作業時間6:30～15:00（6/1～9/30）	国内調査測量（株）
R8水文観測施設保守点検業務	役務	作業時間7:30～16:00（7/1～8/31、休憩時間2時間＋適宜休憩）	（株）拓和
R7江戸川河川流量観測装置設置工事	通信設備	作業時間8:00～16:00（7/1～8/28、休憩時間1時間15分＋適宜休憩）	（株）YDKテクノロジーズ



※江戸川河川事務所「猛暑対策ロゴマーク」を作成

【取組事例】

江戸川水閘門改築（Ⅰ期）工事

※熱中症の発生数が多い15時台より前に作業完了

	5時	6時	7時	8時	9時	10時	11時	12時	13時	14時	15時	16時	17時
通常の作業時間			←	作業時間の前倒し				昼休憩					
取組時の作業時間					適宜こまめに休息					← 13時半作業終了			

R8・9運河河川維持工事

	5時	6時	7時	8時	9時	10時	11時	12時	13時	14時	15時	16時	17時
通常の作業時間		← 作業時間の前倒						昼休憩					
取組時の作業時間						休息		昼休憩		休息	← 15時作業終了		

総合評価落札方式における猛暑対策の取組評価の試行（案）

令和8年4月28日　本省記者発表資料

令和7年12月公表の猛暑対策サポートパッケージに位置づけた「技術提案評価型S型を活用した、作業環境の改善に資する施工方法・施工計画の工夫促進」について、総合評価落札方式における猛暑対策の取組評価の試行を実施予定であり、その旨を記載。

■総合評価落札方式のタイプ

技術提案評価型S型

技術提案内容	施工上の特定の課題等に対する工夫等
評価方法	技術提案を点数評価
	企業・技術者の能力等（実績）を点数評価

- **猛暑対策に関する技術提案テーマを設定、評価**
- 技術提案は下記により評価
  「具体的な方法・工夫」
  「効果（時間）等」（**定量的**指標）
- **分任官工事**等、猛暑対策の効果が大きいと想定される工事で実施
- 技術提案内容は精算時の費用計上の対象外
- 提案時に示した効果が達成できなかった場合は工事成績で減点 ※冷夏等の場合は、その限りではない

■技術提案のイメージ（定量的に評価）

○・猛暑下での施工の効率化に関する工夫
　・それにより短縮する猛暑下での施工時間

○・猛暑下での施工現場の省人化に関する工夫
　・それにより短縮する猛暑下での施工時間　等

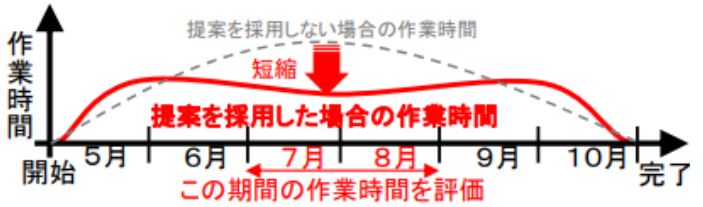
※効果は客観的なデータに基づくものとし、その算出根拠が提示されない場合は評価しない

猛暑下での省人化の工夫イメージ



遠隔化により猛暑下での施工時間を短縮

施工時間短縮イメージ



03. ④猛暑対策の強化　猛暑対策の工夫を行う試行工事の実施（総合評価において猛暑対策の提案を評価）

国土交通省 関東地方整備局
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, Kanto Regional Development Bureau

令和8年8月17日　記者発表資料

猛暑対策の取組を評価する試行工事を発注します。

～関東地方整備局で初めて猛暑対策の技術提案を求めます～

関東地方整備局発注の「Ｒ８江戸川右岸篠崎地先高規格堤防関連整備工事」において、関東地方整備局で初めて技術提案評価型Ｓ型で猛暑対策に資する技術提案テーマを設定し、競争参加者から、施工方法・施工計画の工夫による猛暑下での作業人員の縮減に関する技術提案を求めて評価する試行を実施します。

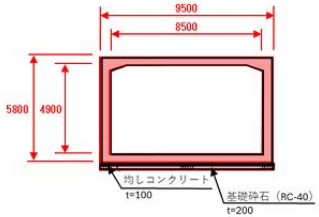
試行工事の概要

・工 事 名：Ｒ８江戸川右岸篠崎地先高規格堤防関連整備工事
・入札方式：一般競争入札方式　技術提案評価Ｓ型（ＷＴＯ）施工体制確認型
・工事種別：一般土木（経営事項評価点数 1200 点以上）
・工事場所：東京都江戸川区篠崎地先
・工　　期：契約締結の翌日から令和 11 年 2 月 28 日
・工事概要：ボックスカルバート工　L=約 250m

位置図



横断面



現地状況



公告：R8.8.17　　開札：R8.11.20

総合評価落札方式における猛暑対策の取組評価の試行概要（技術提案の評価のポイント）

○評価項目

本工事（Ｒ８江戸川右岸篠崎地先高規格堤防関連整備工事）の施工にあたっては、現場打ちによるボックスカルバート施工をするものです。

２ケ年に渡って猛暑期間（７月～８月）での施工が生じることが見込まれるため、猛暑下での作業に対して現場作業人員の縮減対策の実施が必要となります。

以上のことから、カルバート工に関する**「猛暑期間での施工の効率化・省人化に関する工夫による作業員の猛暑下での作業人員の縮減に関する施工計画」**を評価項目として求めるものです。

なお、施工時間の変更、勤務日数の変更、変形労働時間制の活用による労働時間配分等は提案の対象外とします。

○評価基準

猛暑期間(７月～８月)に縮減可能な作業員の屋外作業人数の縮減率※により評価します。

提案を実施しない場合の作業員の屋外作業人数も明示するものとし、提案による効果との比較が行えるようにすることとします。

提案による効果は客観的なデータに基づくものとし、算出根拠が提示されない場合は評価しません。

○評価方法

評価方法は、縮減率※により評価する数値方式とし、提出された提案のうち効果が最大の提案を満点（３０点）とし、最低限の要求要件を満たす効果の数値を８点として評価します。

その他の競争参加者が提案した効果に応じて、それぞれの数値に応じ按分し評価し、最低限の要求要件に満たない提案は加点評価しません。

なお、最低限の要求要件は、縮減率※５％とします。

○その他

落札者が技術提案で記載した提案内容は、精算時の費用計上の対象外となります。

※縮減率：「提案を実施しない場合の作業人数」の総計人数と、提案による「縮減される人数」の総計人数の割合。
総計人数とは、カルバート工に関する猛暑期間（R9・R10 の７～８月の４カ月間）の屋外作業人数。

03. ④熱中症特設サイトをリニューアル

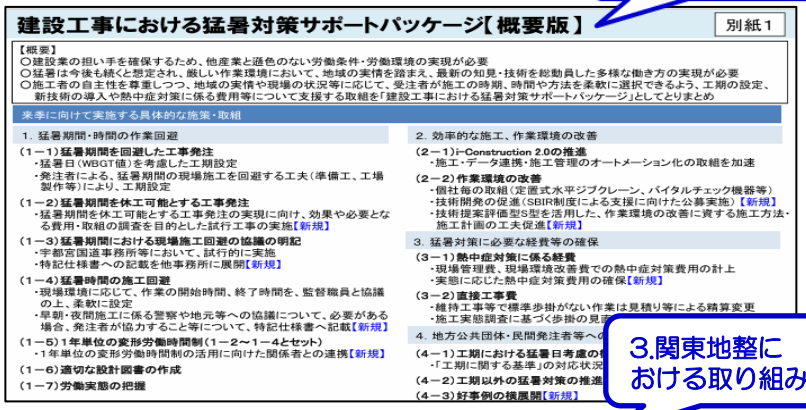
○この夏の猛暑も一層厳しさを増してきそうな7月13日に、関東地整のHP「熱中症特設サイト」をリニューアル。
○熱中症対策等の情報について、スマホでも確認しやすい項目立てや構成にしております。
○今後も引き続き、関係法令、関東地整の各現場の取組や対策事例など最新の情報を適宜更新していきます。



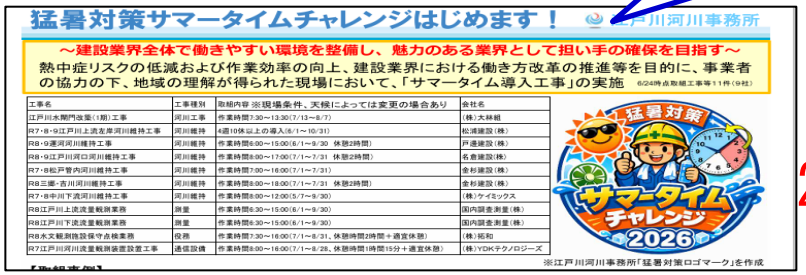
出典：環境省「熱中症予防行動ポスター」



1.熱中症対策の基礎知識



3.関東地整における取り組み



3.関東地整における取り組み

■熟練技術者の活用に対する加点評価

《新規》 令和8年8月1日以降の公告案件より適用予定

工事品質の向上に加え、若手技術者・女性技術者への技術・技能の承継を促すため、監理技術者経験をもつ熟練技術者の活用を評価。

■熟練技術者の活用■

【評価項目・基準・方法】

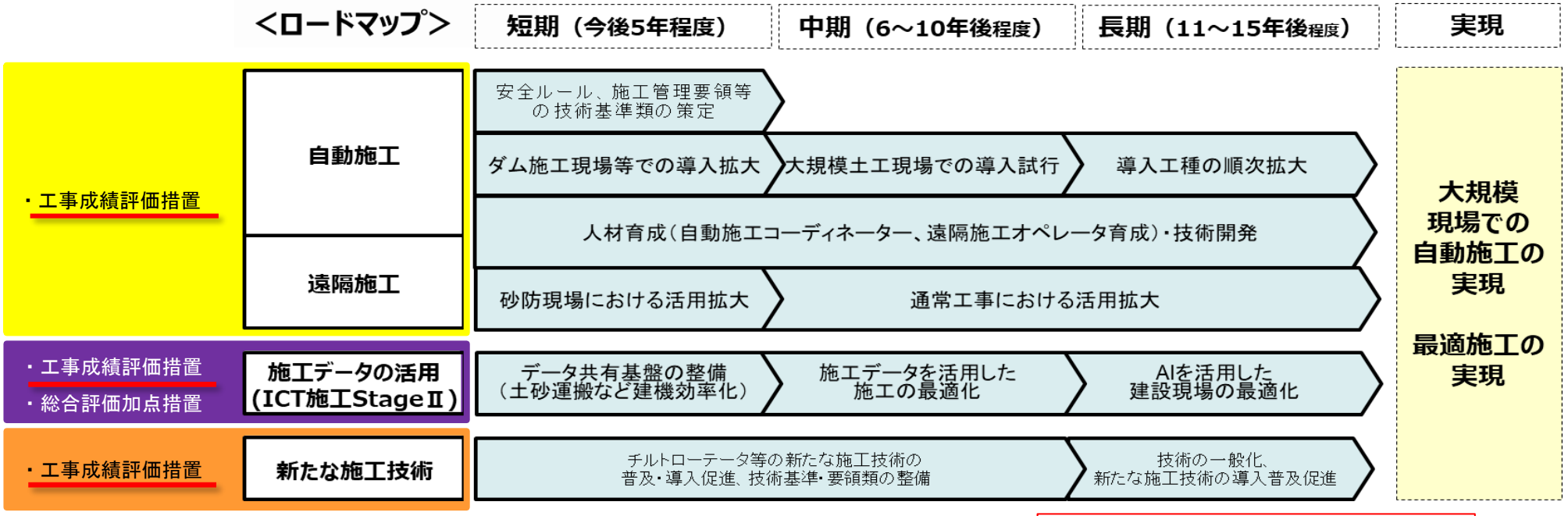
当該評価項目を適用できる総合評価方式	施工能力評価型Ⅰ型、Ⅱ型
当該評価項目を適用する工事種別	全ての工種
評価対象工事種別	―
評価対象機関	―
評価対象期間	―

分類	評価項目	評価内容	評価基準
自由設定項目	熟練技術者の活用	主任（監理）技術者とは別に現場代理人または担当技術者として、**年齢５５歳以上**の**監理技術者経験者**を活用する場合に評価する	活用する：1点
			活用しない：0点

〇熟練技術者の途中交代を可能とする（ただし、同等以上の技術者を配置すること）。
〇加点を受けたにも関わらず、受注者の責により活用しなかった場合、成績評定を３点減ずる。

総合評価にICT施工StageⅡを追加

「i-Construction2.0」施工のオートメーション化の推進を目的とし、ロードマップに示されている項目について、対象となる技術を工事で活用する際に、工事成績評価時または総合評価時※に評価措置を行う。※令和8年8月1日以降公告工事に設定可能



措置状況（2025年度(R7年度)～）

［関東独自］ 工事成績評価措置

	2025年度(R7度年度)	2026年度(R8年度)
自動施工 遠隔施工	工事成績評価措置（R7実施工事対象）	工事成績評価措置（R8実施工事対象）
施工データの活用 （ICT施工StageⅡ）	工事成績評価措置（R7実施工事対象）	工事成績評価措置（R8実施工事対象） **総合評価（８月～）**
新たな施工技術 （チルトローテータ等）		**工事成績評価措置（R8実施工事対象）追加**

中東情勢を踏まえた単品スライド条項の適切な運用について

- 国土交通省不動産・建設経済局長より、中東情勢の影響でエネルギーコストや原材料費が高騰し、企業の収益悪化が懸念されることから、取引価格を適切に反映した請負代金の設定や実態を踏まえた適切な工期の確保などの措置を講じるよう公共工事発注機関に対して要請
- 受注者の不安の解消に向けて、スライド条項の適切な運用等について、関東地方整備局では工事発注事務所及び受注者に対し説明会を実施。引き続き、受注者からの協議の申出等があった場合、適切に丁寧な対応を図る

「工事請負契約書第26条第5項(単品スライド条項)運用マニュアル(案)」令和4 年7 月に改正された内容について、再度、事務所及び建設業団体(加盟各社)へWEB説明

説明会実施状況

4/23(木)10:30～11:30
工事発注事務所へのWEB説明会

約100名参加

4/28(火)13:30～14:30
建設業団体(加盟各社)へのWEB説明会

約660名、289団体参加

※参加できなかった方向けに録画データを別途共有

単品スライド条項通知の改定概要について(R4.6.17付け課長通知)

国土交通省

《令和4年6月以前の運用ルール》

○工事材料の価格増加分は、工事材料の「実際の購入価格」（受注者が提出）と「搬入した月、又は購入した翌月の物価資料の単価」を比較し、安い方の単価を用いて請負代金額を変更。

《令和4年6月以前の運用ルールに加えて追加する新たな運用ルール》

① 購入価格が適当と示す証明書類を提出した場合は、実際の購入価格の方が高くても、変更後の単価として用いて請負代金額を変更することを可とする。

② 鋼橋上部工工事特有の商慣行により、「実際の購入価格」を示せない場合は、工場への搬入時期を証明できれば「工場へ搬入した月の物価資料の単価」を用いて請負代金額を変更することを可とする。

③ 年度毎に完済部分検査を行う複数年に跨がる維持工事の場合は、各年度末に単品スライド条項を適用することも可とする。

（参考）直轄工事におけるスライド条項について

価格変動が・・・

●通常合理的な範囲内である場合には、請負契約であることからリスクは受注者が負担

●通常合理的な範囲を超える場合には、受注者のみのリスク負担は不適切

項目		全体スライド（第１～４項）	単品スライド（第５項）	インフレスライド（第６項）
適用対象工事		工期が12ヶ月を超える工事 但し、残工期が2ヶ月以上ある工事 （比較的大規模な長期工事）	すべての工事 但し、残工期が2ヶ月以上ある工事	すべての工事 但し、残工期が2ヶ月以上ある工事
条項の趣旨		比較的緩やかな価格水準の変動に対応する措置	特定の資材価格の急激な変動に対応する措置	急激な価格水準の変動に対応する措置
請負額変更の方法	対象	請負契約締結の日から12ヶ月経過後の残工事量に対する資材、労務単価等	部分払いを行った出来高部分を除く特定の資材（鋼材類、燃料油類等）	基準日以降の残工事量に対する資材、労務単価等
	受注者の負担	残工事費の１．５%	対象工事費の１．０% （但し、全体スライド又はインフレスライドと併用の場合、全体スライド又はインフレスライド適用期間における負担はなし）	残工事費の１．０% （30条「天災不可抗力条項」に準拠し、建設業者の経営上最小限度必要な利益まで損なわないよう定められた「１%」を採用。単品スライドと同様の考え）
	再スライド	可能 （全体スライド又はインフレスライド適用後、12ヶ月経過後に適用可能）	なし （部分払いを行った出来高部分を除いた工期内全ての特定資材が対象のため、再スライドの必要がない）	可能
	令和6年度適用件数【関東地整】	適用件数　２件	適用件数　７件	適用件数　１２７件

32

中東情勢の変化等による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更について

国土交通省

令和8年6月16日　本省記者発表資料

○ 国土交通省では、昨今の中東情勢の変化に伴うナフサを由来とする建設資材について、供給の偏りや流通の目詰まりの解消に努めているところ。
○ 受注者が安心して受注・施工できる環境を整備する観点から、ナフサを由来とする建設資材について、代替資材の調達や流通経路の見直し等、追加で必要となる内容を、受発注者間協議の上、設計変更する運用を、直轄工事において導入。

当初契約

工事実施地区での通常の流通価格により資材を調達



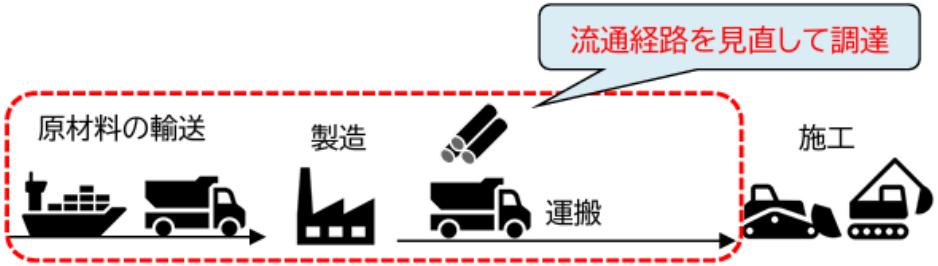
設計変更（ケース①）

代替資材を調達
→ 代替資材で設計変更



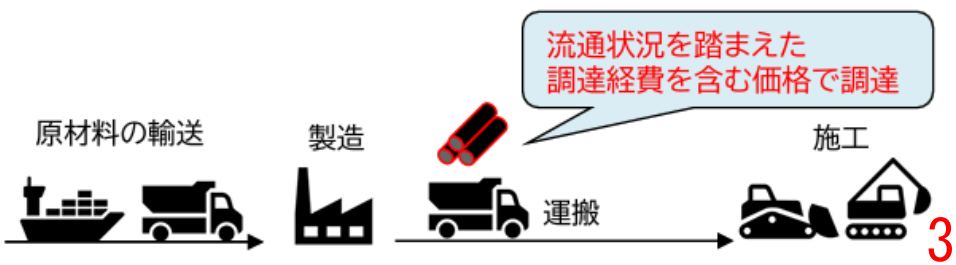
設計変更（ケース②）

設計図書どおりの資材を流通経路を見直して調達
→ 調達地区の価格（運搬費も考慮）で設計変更



設計変更（ケース③）

設計図書どおりの資材を調達
（ただし、流通状況を踏まえた調達経費が反映された価格）
→ 実際の調達価格で設計変更



33

直轄工事における工事費内訳書への労務費等の記載について

国土交通省

令和8年4月1日以降公告する案件の取り扱い

○ 令和7年12月12日以降に入札手続を開始する工事から、工事費内訳書には入札金額の内訳として、材料費、労務費、法定福利費、建設業退職金共済契約に係る掛金、安全衛生経費の記載をお願いしているところです。

○ これは、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号）（以下、「入契法」といいます。）第12条の趣旨を踏まえたものですので、入札参加者さまにおかれましては、この内容について、適切に計上し記載をお願いいたします。

○ ただし、**当面の間、材料費、労務費、建設業退職金共済契約に係る掛金、安全衛生経費**について、次の①②の場合は、以下の通り記載ください。※法定福利費は従前より見積の明示を求めていることから、以下取扱いの対象外となります。

① すべてを計上できない場合、「算出不能」、「計上不可」等、その旨がわかるように記載してください。

② 一部のみ計上できない場合、計上可能な分のみ記載し、「一部のみ計上」等、その旨がわかるように記載してください。

○ **上記の取扱いが認められるのは、市場単価方式や標準単価方式等を活用している場合等により算出が困難な場合に限ります。**

（工事費内訳書（土木工事）への記載イメージ）

費　目	工　種	種　別	細　別	規　格	単位	員　数	単価	金　額

（直接工事費のうち、材料費　＊＊＊＊（一部のみ計上）　円）
（直接工事費のうち、労務費　算出不能　円）
（現場管理費のうち、法定福利費　＊＊＊＊円）
（現場管理費のうち、建設業退職金共済契約に係る掛金　＊＊＊＊円）
（工事原価のうち、　安全衛生経費　＊＊＊＊円）

○「未記入」「事項無し」は原則として無効の入札として取り扱います。
○ すべてを計上できない場合、「算出不能」「計上不可」等その旨がわかるように、また、一部のみ計上できない場合はその旨記載し、計上可能な分のみ記載ください。

★記載が抜けている場合、又は様式間違い等により事項の欄がない場合は原則として無効の入札として取り扱います。

繰り返しになりますが、これは入契法第12条の趣旨を踏まえたものですので、ご理解いただき、何卒ご対応いただきますよう、よろしくお願いいたします。

整備局資料－２

令和8年度　建設業協会との意見交換会

建設産業行政の最近の動き

令和８年１０月

国土交通省関東地方整備局建政部

第三次・担い手３法について

建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（概要）

令和6年法律第49号
令和6年6月14日公布

背景・必要性

・建設業は、他産業より賃金が低く、就労時間も長いため、担い手の確保が困難。

（参考1） 建設業の賃金と労働時間

	賃金		労働時間	
建設業※	432万円/年	（▲15.0%）	2,018時間/年	（＋3.1%）
全産業	508万円/年		1,956時間/年	

※賃金は「生産労働者」の値
出典：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」（令和5年）　出典：厚生労働省「毎月勤労統計調査」（令和５年度）

（参考2）建設業就業者数と全産業に占める割合（ ）内
［H9］ 685万人（10.4%）⇒［R5］483万人（7.2%）
出典： 総務省「労働力調査」を基に国土交通省算出

・建設業が「地域の守り手」等の役割を果たしていけるよう、時間外労働規制等にも対応しつつ、処遇改善、働き方改革、生産性向上に取り組む必要。

処遇改善　賃金の引上げ
労務費へのしわ寄せ防止　資材高騰分の転嫁
働き方改革 生産性向上　労働時間の適正化 現場管理の効率化

→ 担い手の確保 → 持続可能な建設業へ

概要

黄色部分：令和７年12月12日施行
それ以外：令和６年施行済

１．労働者の処遇改善

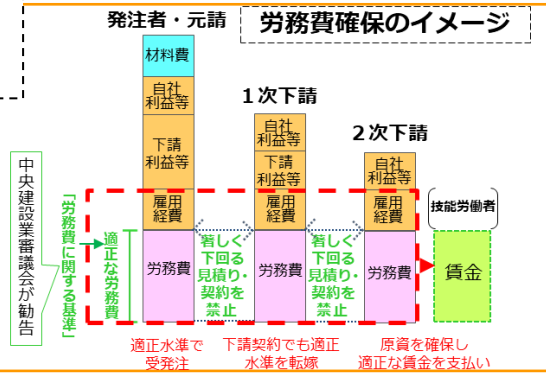
○労働者の処遇確保を建設業者に努力義務化
➡国は、取組状況を調査･公表、中央建設業審議会へ報告

○「労務費に関する基準」の勧告
・中央建設業審議会が「労務費に関する基準」を作成･勧告

令和６年施行により中建審に作成権限が付与
→令和７年12月２日に作成され、実施が勧告された

○適正な労務費等の確保と行き渡り
・著しく低い労務費等による見積りや見積り依頼を禁止
➡国土交通大臣等は、違反発注者に勧告･公表（違反建設業者には、現行規定により指導監督）

○原価割れ契約の禁止を受注者にも導入



２．資材高騰に伴う労務費へのしわ寄せ防止

○契約前のルール
・資材高騰など請負額に影響を及ぼす事象（リスク）の情報は、受注者から注文者に提供するよう義務化
・資材が高騰した際の請負代金等の「変更方法」を契約書記載事項として明確化

○契約後のルール
・資材高騰が顕在化した場合に、受注者が「変更方法」に従って契約変更協議を申し出たときは、注文者は、誠実に協議に応じる努力義務※
※公共工事発注者は、誠実に協議に応ずる義務

３．働き方改革と生産性向上

○長時間労働の抑制
・工期ダンピング対策を強化（著しく短い工期による契約締結を受注者にも禁止）

○ICTを活用した生産性の向上
・現場技術者に係る専任義務を合理化（例. 遠隔通信の活用）
・国が現場管理の「指針」を作成（例. 元下間でデータ共有）
➡特定建設業者※や公共工事受注者に効率的な現場管理を努力義務化 ※多くの下請業者を使う建設業者
・公共工事発注者への施工体制台帳の提出義務を合理化（ICTの活用で施工体制を確認できれば提出を省略可）

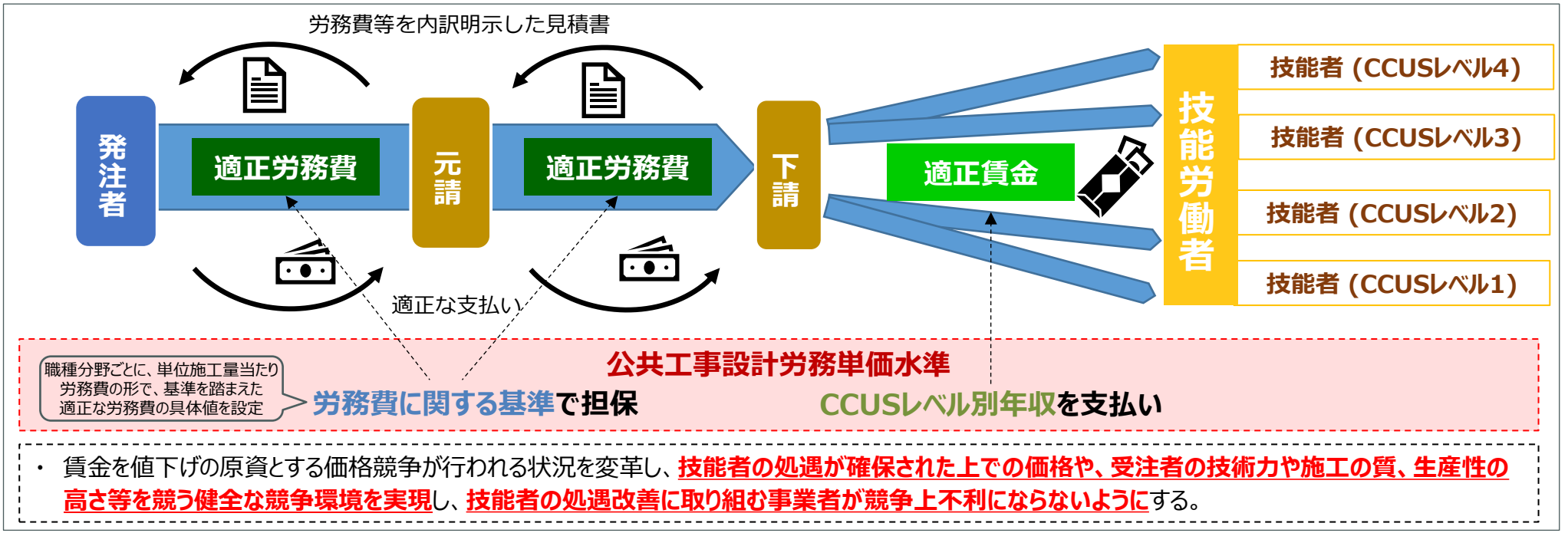

技術者が、カメラ映像を確認し、現場へ指示



労務費に関する基準の考え方とその実効性確保策のパッケージ

国土交通省

「労務費に関する基準」により、公共工事・民間工事を問わず、下請取引を含めて**適正な労務費（賃金の原資）を確保**するとともに、「CCUSレベル別年収」による、個々の**技能者の経験・技能に応じた適正な賃金の支払い**を目指す。



・ 賃金を値下げの原資とする価格競争が行われる状況を変革し、**技能者の処遇が確保された上での価格や、受注者の技術力や施工の質、生産性の高さ等を競う健全な競争環境を実現**し、**技能者の処遇改善に取り組む事業者が競争上不利にならないように**する。

実効性を確保

入口での取組（契約段階における実効性確保）

- **労務費・必要経費等を明示した見積書の商慣行化**による適正な労務費の確保
- **自主宣言制度(※)**による適切に技能者を処遇する事業者の見える化・優先選定　等

※改正建設業法の処遇改善に係る努力義務の実践、CCUSの活用、取引時における宣言企業の優先選定を行う事業者を見える化し、インセンティブを付与する制度

出口での取組（労務費・賃金の支払いの実効性確保）

- **CCUSレベル別年収**の支払いの推進
- 契約当事者による**コミットメント制度(※)の活用**を通じた適正な労務費・賃金支払いの確認　等

※請負契約において労務費・賃金の適正な支払に係る表明や情報開示への合意に関する条項を設け、注文者が受注者の労務費・賃金支払の状況等を確認できることとする制度

公共工事における上乗せの取組（公共発注者による実効性確保）

- 労務費ダンピング調査の実施
- 総労働時間を把握するための取組の実施　等

38

労務費に関する基準の基本的考え方

国土交通省

➢ 「労務費に関する基準」は、技能者の処遇改善により建設業を持続可能なものとするため、「通常必要と認められる労務費（＝適正な労務費）」を示すことにより、適正な労務費（賃金の原資）が、公共工事・民間工事にかかわらず、受発注者間、元請-下請間、下請間の全ての取引段階の請負契約において確保され、技能者に適正な賃金が支払われることを目指すものである。

「労務費に関する基準」の位置づけ

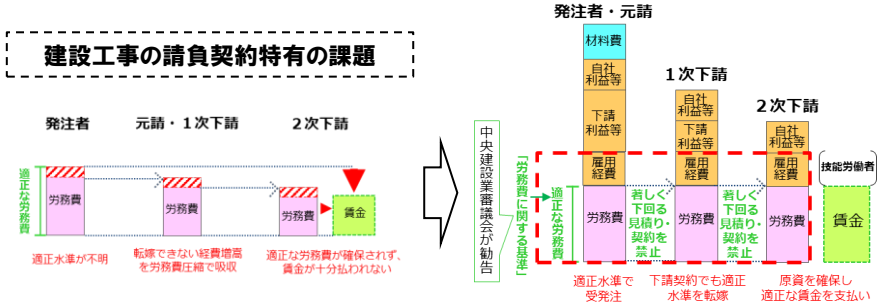
・公共工事・民間工事を問わず、契約当事者間での価格交渉時に参照できる、**「建設工事を施工するために通常必要と認められる労務費」（＝適正な労務費）の相場観**として作成。

・個別の契約において確保されるべき労務費は個々の現場ごとに異なるため、**受注者は見積り時**（公共工事であれば入札時）**に、本基準の考え方に沿って適正に労務費等を見積り、価格交渉・決定することが必要**。

・本基準の考え方に比して、著しく低い労務費等による受注者からの見積り、注文者からの見積り変更依頼、総価での原価割れ契約について、行政が指導・監督を行う際の参考指標としても活用。

労務費確保のイメージ

建設工事の請負契約特有の課題



「建設工事を施工するために通常必要と認められる労務費（＝適正な労務費）」の考え方

・技能者の賃金水準について、まずは早急に公共工事設計労務単価水準並とし、**他産業並以上への処遇改善を実現**することを目指す。

・この水準の賃金支払いに必要な原資を、公共工事・民間工事を通じて確保するため、**「適正な労務費」を公共工事設計労務単価を計算の基礎とした水準とする**。
（高い技能を持つ技能者が施工する必要がある場合等においては、受注者側が労務単価を割り増して見積り、価格交渉により必要な労務費を確保。）

通常必要と認められる労務費
＝適正な労務費

＝ 設計労務単価 × 労働時間
＝ 設計労務単価 × 歩掛 × 数量

○**労務単価**については、**設計労務単価を下回る水準を設定しない**こと、**歩掛**については、当該工事の施工条件・作業内容等に照らして、**受注者として責任を持って施工できる水準を計算して設定**することが必要。

○**個々の請負契約における適正な労務費確保の円滑化のため**、別途、国土交通省が、職種分野別に、標準的な作業内容・施工条件等を前提とした場合の、本基準を踏まえた**適正な労務費の具体値を、「労務単価×歩掛」の「単位施工量当たり労務費」の形で「基準値」として公表。**

令和8年度 『労務費に関する基準』に係る取組

■ 全面施行後、最初の年度であり、労務費に関する基準の定着・徹底のための取組を強力に推進していく。
① まずは、労務費等を内訳明示した見積書の商習慣化、「職人いきいき宣言」の拡大、コミットメント制度の普及促進、CCUSレベル別年収や労務費の基準値の普及促進を行う。
② 加えて、新規に実施するフォローアップ調査を講じるほか、建設Gメンによる調査等を通じた法令遵守に向けた対応を実施。

■ これにより、公共工事・民間工事を問わず、下請取引を含めて適正な労務費（賃金の原資）を確保するとともに、「CCUSレベル別年収」による、個々の技能者の経験・技能に応じた適正な賃金の支払いを実現する。

実効性確保策の継続・推進

労務費等を内訳明示した見積書の商慣行化	技能者を大切にする企業の自主宣言制度	コミットメント制度の導入	CCUSレベル別年収の支払い
• 書き方ガイドの活用、事業者による見積書作成や団体による「標準見積書」の作成の促進。	• R8.7.1より経営事項審査の加点項目となることも踏まえ、宣言企業の拡大に向け周知徹底を図る。	• 標準約款等の周知普及などにより、活用促進を図る。	• 活用に向けた更新・周知を行う。 • 加えて、「賃金情報提供システム※」の試行運用を実施、本格導入に向けた検討を行う。 ※CCUSレベル別年収（標準値）を下回る場合について重点的に確認。

新規的な取組

ＦＵ調査



✓ 新たな商習慣がどの程度定着しているか、労務費の行き渡りボトルネックはどこか、CCUSレベル別年収（目標値）が払われているかについて、フォローアップ調査を実施。

✓ まずは一部の業種・工事を対象に調査を実施し、次年度以降の取組継続、必要な措置について検討を進めていく。

法令遵守の対応

取引適正化



✓ １月に公表した取引事例集について、周知徹底を図りつつ、建設Gメンによる取引実態の調査を本格的に実施し、当該調査において確認された法違反のおそれのあるケースを踏まえ、事例集について充実を図っていく。

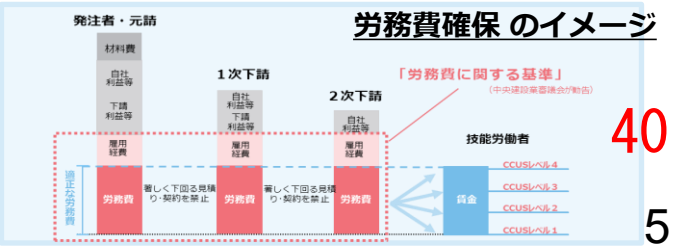
✓ 中小企業庁や厚生労働省等の関係省庁の連携の継続や、情報共有等のあり方について検討を進める。

官民連携で実効性を確保



➢ これらの取組の継続・推進に加え、あらゆる機会を捉えてサプライチェーン全体での制度理解に向けた周知徹底を図り、官民連携による実効性確保策の推進を図っていく。

労務費確保 のイメージ



建設技能者を大切にする企業の自主宣言(「職人いきいき宣言」)について

国土交通省

■ 「建設キャリアアップシステム利用拡大に向けた３か年計画」（R6.7）において、**改正建設業法に基づく取組とCCUS を活用した取組を一体**として、技能者の処遇改善を図る方向性を示した。

■ この方向性に沿って、**処遇改善に取り組む企業が評価**され、サプライチェーン全体で処遇改善に取り組むようになるための枠組みとして、「**建設技能者を大切にする企業の自主宣言**」が創設。

■ 宣言企業は、令和８年７月１日以降の経営事項審査の申請において、加点。



■ 参加の流れ

1.立場選択：①元請事業者、②下請事業者、③発注者
2.項目検討：必須項目、任意項目について対応検討
3.申請　　：１．２．を以て国交省に申請
4.公表　　：国交省HPに掲載

■ 効果

宣言企業は、
- 国交省HPで公開される
- シンボルマークの使用が可能となる
- 経営事項審査における加点等のインセンティブ

✓ **就業者に選ばれ**、安定的な事業活動の実現
✓ サプライチェーンの中で**適切に評価**される

■ 宣言項目

		元請事業者	下請事業者	発注者
必須	労務費確保・賃金支払い等のための取組	技能者の適切な処遇を確保するための取組を行うこと　等		元請事業者から提出される、労務費等が内訳明示された見積書の内容を考慮・尊重すること
必須	CCUSの活用	全ての現場において、技能者の就業履歴蓄積の環境整備・促進に取り組むこと　等	雇用する全ての技能者について、詳細型の技能者登録を行うこと	
必須	宣言企業との取引優先	**取引先の選定に当たり、宣言を行っていることを考慮すること。**		
任意	その他	例）・事務作業/現場作業におけるICT化を推進すること ・外国人就労者の就労環境の向上に取り組むこと　等		

■ 宣言状況（2026年8月末現在）　計： 6,198社

経営事項審査の改正について

国土交通省

令和8年7月1日以降の申請で適用

■ 『建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度』の宣言の有無」（新設）

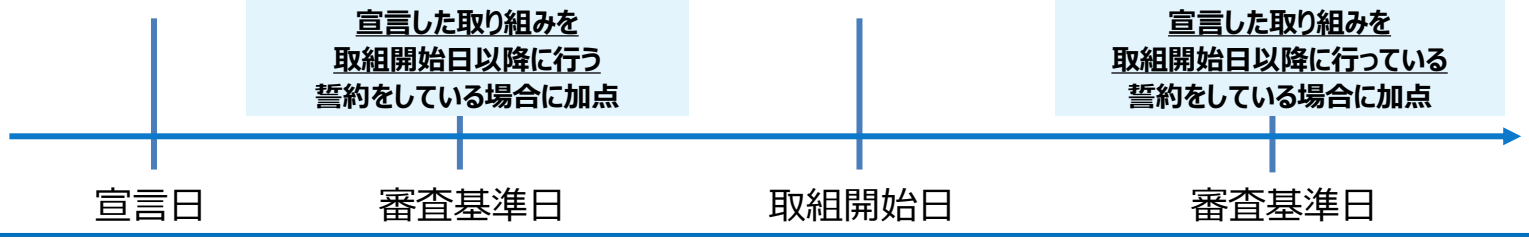
- 第三次・担い手3法の全面施行を受け、労務費確保等のための取組とCCUSの活用について積極的に推進することにより技能者を大切にする企業を評価する項目を設定するため、「建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度」の宣言状況を評価することとした。
- あわせて、「W1-10　建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況」の加点配分を見直しを行うこととした。

【加点措置の要件】

・審査基準日が宣言日以降であり、宣言書と誓約書が提出されていること

【誓約内容】

・自主宣言制度において宣言した取り組みについて、取組開始日以降行う又は行っている旨の誓約



審査項目		改正前	改正後
建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況	民間工事を含む全ての建設工事	15点	10点
	全ての公共工事	10点	5点
「建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度」の宣言の有無		－	5点（新設）

建設業法令遵守の対応
（建設業法令遵守推進本部、建設Gメン）

「労務費に関する基準」に関連した建設業法令遵守の対応

国土交通省

改正建設業法の全面施行を受けて講じた措置

建設業法令遵守ガイドラインの改訂

改正建設業法において新たに規定された各種規制事項について、元請下請間および発注者受注者の各法令遵守ガイドラインを改訂。

主な改訂内容

- ◆ 通常必要と認められる材料費等の額を著しく下回るおそれのとなる見積りのやりとり
- ◆ 書面契約の取り交わしの再徹底等
- ◆ 受注者による通常必要と認められる期間に比して著しく短い工期の禁止
- ◆ 受注者による通常必要と認められる原価に満たない金額の請負契約の禁止
- ◆ 請負契約における賃金・労務費の適正な支払いに係るコミットメント条項
- ◆ 取適法改正に伴う所要の改正

通常必要と認められる労務費を著しく下回るおそれのある取引事例集

建設Gメンによる調査において、通常必要と認められる労務費を著しく下回るおそれとなるような、不適正な見積りのやりとりによる取引行為を類型化し、「取引事例集」として公表。

不適正な取引行為類型

① 単価を見直さない据え置き	④ 相見積等を基にした指値
② 一律一定比率等の減額	⑤ 取引関係維持等を意図した減額
③ 予算額を前提とした指値	⑥ 工事条件を考慮しない価格設定

「駆け込みホットライン」の情報収集フォームの開設

「駆け込みホットライン」は、これまでは電話による情報提供の方法が中心であり、通報内容のやり取りをするために要する時間や通話費用など通報者への負担となっていた。

今般の情報収集フォームの開設により、通報対象となる違反事項をリストから選択できるようにする等の工夫により、通報に要する時間を短縮する改善が図られ、違反情報の提供を行いやすい環境を整えた。





建設Gメンと関係省庁の連携強化

中小企業庁との連携（取引Gメンとの情報連携）

中小企業庁による「価格交渉促進月間フォローアップ調査」の結果公表について、「発注者リスト(※)」に掲載された建設業者に対する調査の端緒として活用する。また、取引Gメンとの情報共有等の連携の在り方について検討を進める。

※「発注者リスト」とは、当該調査において10 社以上の中小受託事業者から主要な取引先として挙げられた事業者について、取引先との価格交渉、価格転嫁等の状況に関する評価結果を中小企業庁が公表したもの。

厚生労働省との連携

建設Gメンが法令違反の疑いがある建設業者に対して調査を行う際、必要に応じて労働基準監督署の同行を求める等の取り組みを引き続き実施するとともに、情報共有等の連携の在り方について検討を進める。

※引き続き各都道府県労働局が主催する建設業関係労働時間削減推進協議会などの機会を活用し、全面施行された改正建設業法及び労務費に関する基準の周知を行うなど、法令遵守の啓発活動における連携を継続する。

令和7年度「建設業法令遵守推進本部」の活動における建設Gメンの調査状況等

国土交通省

■ 建設Ｇメンが駆け込みホットラインや下請取引等実態調査などの端緒情報をもとに、技能者の処遇に影響を及ぼすおそれがある不適正な取引に関して、具体的な情報が得られた事案を中心に、事実関係の確認等のために1,318件・1,152事業者に対して調査等を実施、うち不正行為やそのおそれが確認された768事業者に対して指導、助言等を実施。

■ 建設Gメンによる建設工事の請負契約に関する状況等の調査を通じ、技能者の処遇に影響を及ぼすような不適正な取引のおそれに対する指導等を行った主な内訳として、見積内訳明示・条件提示不備等：641件、契約書記載不備等：516件、価格転嫁（金額変更に関する定めの不備等）：193件などが挙げられる。

1.調査件数等の内訳

端緒情報：駆け込みホットライン等　3,558件
下請取引等実態調査（※）　612件

※ 下請取引等実態調査の結果のうち、技能者の処遇に影響を及ぼすおそれのあるような不適正な取引に関する具体的な情報について、事実確認のための調査対象として抽出

事実関係の確認・調査：1,318件（1,152事業者）

└端緒情報の確認のための調査(報告聴取・立入検査含む)

└発注者：３４社　元請：６７９社　下請：４３９社

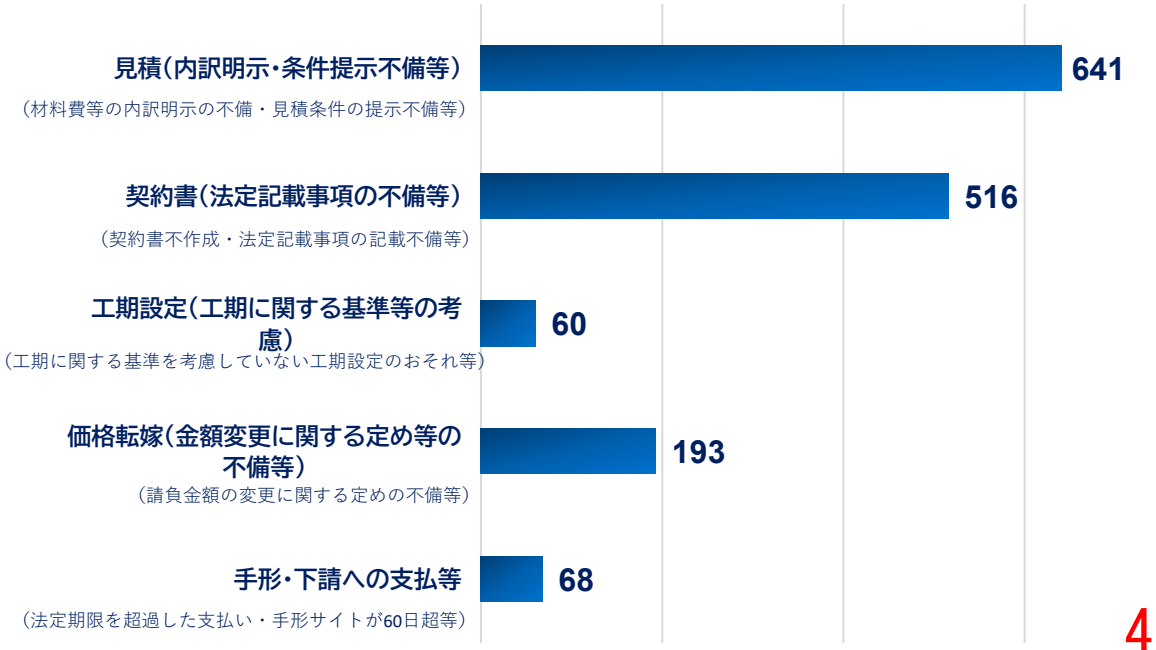
指導・助言等：768事業者

└不適正取引又はそのおそれが確認された社に対して実施

└元請：４７１社　下請：２９７社

2.主な指導等の内訳

※１社において複数事項で指導していることがあるため、業者数と一致しない。



※指導件数には、法未施行の規定に係る指導を含む

令和８年６月

関東地方整備局建設業法令遵守推進本部の活動について
～令和７年度活動結果及び令和８年度における活動方針～

関東地方整備局では、平成１９年４月に建設業法令遵守推進本部（以下「推進本部」という。）を設置し、元請人と下請負人との対等な関係の構築及び公正かつ透明な取引の実現を図るため、建設業における法令遵守に関する各種取組を行ってきたところです。
今般、令和７年度の推進本部の活動結果及び令和８年度における活動方針についてお知らせします。

１．建設Gメンの実地調査

- 元請企業、下請企業を対象として１３９社に対して、直近事業年度に完成した工事における注文者及び下請との取引状況について調査を実施
- 第三次・担い手３法の改正を踏まえ、労務費見積（著しく低い労務費見積提出及び変更依頼の禁止）、工期設定（受発注者間における工期ダンピングの禁止）、価格転嫁（契約変更条項の明記など）が主な確認事項

	確認された事象	原因	指摘事項
労務費見積	• 見積書において、**労務費などの内訳が明示されていない** • 民間工事では、労務費の見積もりにおいて公共工事設計労務単価などの**最新の市場単価が参照されていない**	• 標準見積書など内訳明示された見積書を活用することが定着していない • 民間工事であることから、最新の市場価格となり得る公共工事設計労務単価などが参照されていない	• **標準見積書を活用**して、**労務費や材料費について内訳明示**を行うこと • 労務費の基準は**公共工事設計労務単価**を元に作成が進められていることを踏まえ、**労務費見積にあたっては同単価を参照**すること
工期設定	• 工期に関する基準と照らし合わせて、**同基準を踏まえた工期設定となっていることの確認が行われていない** • 見積依頼書において、**４週８休や猛暑日の考慮が条件明示されていない** • 現場に従事する**作業員が時間外労働規制を超えるような労働時間となっている**	• 工期に関する基準が参照されておらず、工事ごとに基準へ適合していることを確認する考え方が定着していない • ４週８休や猛暑日の考慮を受注者側の判断に委ねている • 設計や前工事の遅れなど、受注者側に責がない場合でも工期延長が協議されていない	• 工期に関する基準を踏まえた工期設定がされていることを確認できる**チェックリストなどの活用**を行うこと • 見積依頼書に、**４週８休等を前提とした条件明示**を行うこと • 労働基準法を遵守して、**時間外労働規制に抵触しないような工期設定**を行うこと
価格転嫁	• **契約書に変更契約に関する条項の記載がない** • 物価変動等による**諸費用の上昇分についての変更契約条項が無い** • 注文者と受注者の間で、**価格協議の交渉過程の記録作成や書類保管がされていない**	• 建設工事標準請負契約約款が活用されていない • 協議や交渉記録を作成、保管する習慣が定着していない	• **建設工事標準請負契約約款を活用**し、変更契約条項を明記すること • 協議過程でやり取りのあった見積書等の**交渉記録の保管**などに努めること

令和8年度建設業法令遵守推進本部の活動方針の全体概要

国土交通省

- 建設業遵守推進本部は、建設業の公正・公平な競争基盤が阻害され、適正な施工の確保が困難となるような法令違反への対応を強化するべく、「①建設業者の法令違反情報等の収集」、「②報告徴収及び立入検査の実施」、「③関係機関との連絡調整」を主な任務として、平成19年に地方整備局等に設置。
- 建設Gメンは推進本部の取り組みの一端を担い、第三次・担い手3法の趣旨に沿って、担い手の確保に向けた労働者の処遇改善や働き方改革を推進することを最重要目的として、請負契約に関する調査及び指導等を中心に活動を展開

建設業法令遵守推進本部の任務

① 法令違反疑義情報の収集



駆け込みホットライン等の相談窓口において、建設業法違反の疑義情報を収集

② 報告徴収及び立入検査の実施



法令違反の疑義のある事業者に対して、報告徴収や立入検査を機動的に実施

③ 関係機関との連携



都道府県の建設業許可部局、厚生労働省、公正取引委員会などと連携した取り組みを推進

建設Gメン

最重要目的 建設工事の請負契約の適正化等を図ることによって、担い手の確保に向けた労働者の処遇改善や働き方改革を推進

見積り、契約、支払いなどに関する建設業法の遵守状況を調査
（労務費や工期設定などを確認）

47

不適正な取引行為に対する改善指導

建設業取引適正化推進期間の取組

国土交通省
関東地方整備局

建設業取引適正化推進期間

- 建設業における取引の適正化については、従来から、建設業法（昭和24年法律第100号）の厳正かつ適正な運用により、法令の遵守指導等を通じ、その推進を図ってきたところ。
- しかしながら、依然として建設業の請負契約における不適切な取引が指摘されていることから、建設業の健全な発達を促進するため、建設業取引の適正化をより一層推進する必要がある。
- このため、毎年１０・１１・１２月を「建設業取引適正化推進期間」として、建設業の取引適正化を推進すべく、幅広く重点的に法令遵守に関する活動に取り組んでいる。

建設業法令遵守推進本部の取組　（令和７年度の取組）

○期　間　令和７年１０月１日～１２月３１日
○主　催　国土交通省 及び 都道府県
○協　賛　公益財団法人 建設業適正取引推進機構
○主な実施内容（関東地方整備局）

（1）建設業取引の適正化に関する普及・啓発活動
・ポスター掲示（関東地方整備局管内(５４事務所＋本局)、１都８県建設部局、各都県業界団体(７６団体)）
・ホームページ等を通じた広報（関東地方整備局ＨＰ、X(旧Twitter)毎週投稿、他機関YouTubeチャンネルへリンク）

（2）建設企業等を対象とした講習会の開催
・関東地方整備局ｗｅｂ講習会　（オンデマンド配信）
・管内都県での講習会等での説明（東京建設業協会（R7.11.14、web開催）、山梨県/山梨県建設業協会/山梨県建設産業団体連合会（R7.11.18、山梨県地場産業センター）、長野県/長野県建設業協会（配信時期10月下旬～12月下旬、web配信））

（3）建設Gメンによる調査等の実施
・大臣・知事許可含めた調査
・大臣許可業者への立入検査
・都県許可業者への合同立入検査

建設業取引の適正化に関する普及・啓発活動など



【駆け込みホットライン】

【ポスターの掲示】





【Ｗｅｂ講習会(オンデマンド配信)】※R6年度

【ＳＮＳによる情報発信】※R6年度



建設キャリアアップシステム

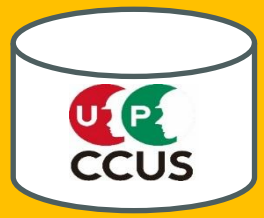
建設業政策におけるCCUSの位置づけ・利活用

国土交通省

■ CCUSを取り巻く環境は、１． 第３次・担い手三法の施行、２． 育成就労制度の導入、３． 建退共制度の見直しにより、**本格運用開始以来の大変革期**を迎えている。

■ CCUS**能力評価の位置付けは大幅に強化**され、**業界共通のインフラ**としての役割はより一層重要に。

建設キャリアアップシステム（CCUS）







１．第３次・担い手三法の施行

○ 建設業者に対し、労働者の**知識、技能等の評価に基づく賃金支払い**等を行うことを努力義務化

労務費に関する基準

①「CCUSレベル別年収」

○「目標値」と「標準値」の２つの水準の値を設定
○「目標値」を**適正な賃金としての支払いを推奨**
○「標準値」を下回る支払いは、労務費のダンピングの恐れがないか重点的に確認



②「自主宣言制度」

○ **CCUS活用**が必須項目の１つ
○ 雇用する**技能者のCCUS詳細登録**が必須
○ 自主宣言を行うことで経審において加点



２．育成就労制度の導入

○ 育成就労も、**企業はCCUSを登録、労働者はCCUSに登録していることが必須**
○ 技能実習に比べ、**キャリアパスとしての活用**がより重要に
○ 「外国人就労管理システム」、入管庁の「在留情報」と**CCUSを連携**

３．建退共制度の見直し

○ 建退共の**電子申請システムとの連携**により、**CCUSタッチで建退共掛金が蓄積**
○ 退職金1,000万円以上を目指して、**複数掛金制度においてCCUSレベル**の活用を検討

50

建退共

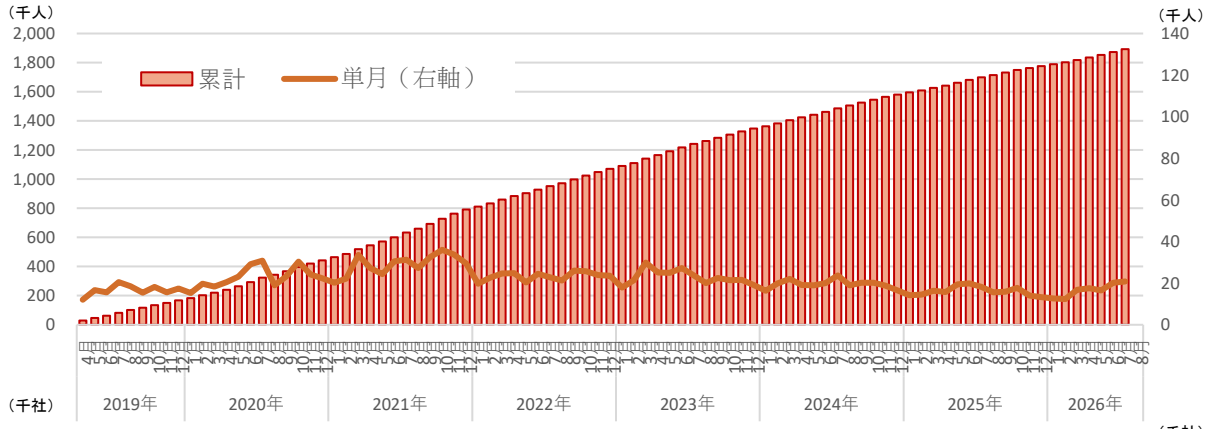
建設キャリアアップシステムの利用状況（2026年8月末）

国土交通省

技能者の登録数

190万人が登録

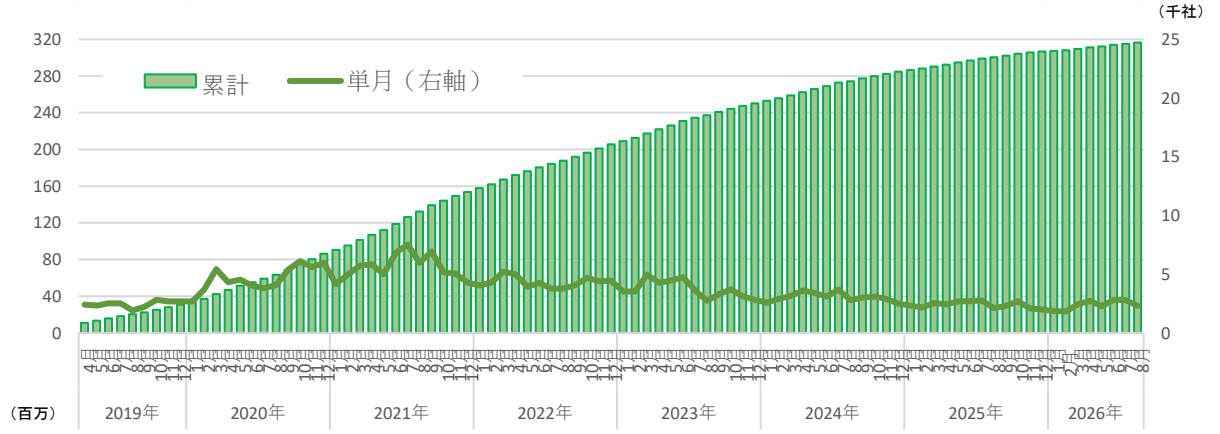
※労働力調査（R7）における建設業技能者数：296万人



事業者の登録数

31.6万社が登録

※うち一人親方は11.0万社

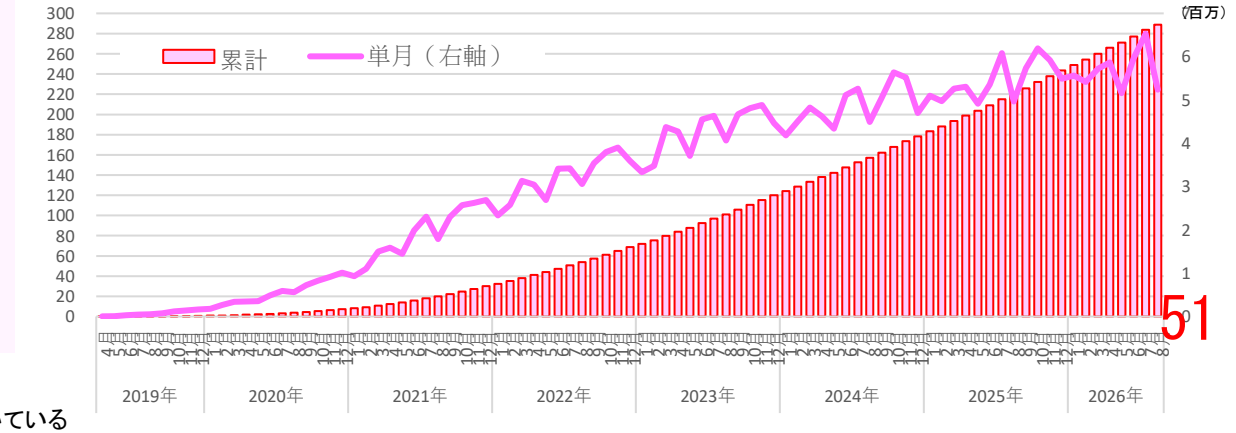


就業履歴数

現場での利用は増加傾向

累積就業履歴数　28,800万突破

※8月は523万履歴を蓄積



出所：建設業振興基金データより国土交通省

※事業者の登録数は、有効期限の更新をしなかった事業者の数を差し引いている

「関東地方建設キャリアアップシステム処遇改善推進協議会」（令和8年2月19日 web開催）

国土交通省
関東地方整備局

国土交通本省において設置された建設キャリアアップシステム処遇改善推進協議会における取組方針等を踏まえて、関東地方※における行政、建設企業その他建設業に関わる者により**「関東地方建設キャリアアップシステム処遇改善推進協議会」**を設置し、令和7年度は2月に開催しました。

※「関東地方」：関東地整管内の「茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県」

構成団体等（合計１３６団体）

建設業者団体　94団体
各都県建設業協会、各都県の建設専門工事業者団体、関東地方整備局管轄内を統括する建設業者団体支部

建設業に関係する団体　20機関
全国建設労働組合総連合、（一財）建設業振興基金、各都県社会保険労務士会、各都県行政書士会

行政関係機関等　22機関
各都県労働部局、各都県建設業許可部局、日本年金機構

★ 令和6年度より関東管内の1都8県の各商工会議所連合会がオブザーバー参加
令和7年度は、さらに各商工会連合会、経営者協会、中小企業団体中央会もオブザーバー参加

令和8年2月19日にオンラインにて協議会を開催しました

以下の次第項目について、現状や最新の取り組み状況の情報共有及び意見交換を実施

（1）関東地方整備局の取組み　＜関東地方整備局 建政部 建設産業第一課＞

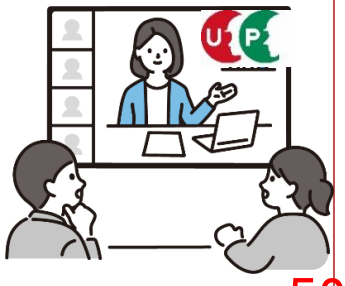
（2）「労務費に関する基準」について　＜国土交通省 不動産・建設経済局 建設振興課＞

（3）建設キャリアアップシステムの現状と関連施策について　＜国土交通省 不動産・建設経済局 建設振興課＞

（4）建設キャリアアップシステムを、運用・活用していただくために　＜（一財）建設業振興基金＞

（5）建退共の電子ポイント方式について　＜独立行政法人 勤労者退職金共済機構＞

（6）各構成員の取り組み状況　（7）意見交換、等



協議会資料は関東地方整備局のホームページに掲載

担い手確保に向けた取組み
（週休２日の推進、魅力発信）

工期に関する基準 改正の概要（令和6年3月）

- 「工期に関する基準」は、適正な工期の設定や見積りにあたり発注者及び受注者（下請負人を含む）が考慮すべき事項の集合体であり、建設工事において適正な工期を確保するための基準である（令和２年７月作成）。
- 令和６年４月からの建設業の時間外労働規制適用を踏まえ、規制の遵守の徹底を図るべく、同年３月に同基準を改定。

第１章　総論
- （1）背景
- （2）建設工事の特徴
- （3）**建設工事の請負契約及び工期に関する考え方**
- （4）本基準の趣旨
- （5）適用範囲
- （6）**工期設定における受発注者の責務**

・本基準を踏まえた適正な工期設定は、契約変更でも必要。

・受発注者間のパートナーシップ構築が各々の事業継続上重要。

・受注者は、契約締結の際、時間外労働規制を遵守した適正な工期による見積りを提出するよう努める。

・発注者※は、受注者や下請負人が時間外労働規制を遵守できる工期設定に協力し、規制違反を助長しないよう十分留意する。

・発注者※は、受注者から、時間外労働規制を遵守した適正な工期による見積りが提出された場合、内容を確認し、尊重する。

※下請契約における注文者も同じ

第２章　工期全般にわたって考慮すべき事項
- （1）**自然要因**
- （2）**休日・法定外労働時間**
- （3）イベント
- （4）制約条件
- （5）契約方式
- （6）関係者との調整
- （7）行政への申請
- （8）**労働・安全衛生**
- （9）工期変更
- （10）その他

・自然要因（猛暑日）における不稼働を考慮して工期設定。

・十分な工期確保や交代勤務制の実施に必要な経費は請負代金の額に反映する。

・勤務間インターバル制度は、安全・健康の確保に有効。

第３章　工程別に考慮すべき事項
- （1）**準備**
- （2）施工
- （3）後片付け

・会社指揮下における現場までの移動時間や、運送業者が物品納入に要する時間も労働時間に含まれ、適切に考慮して工期を設定。

第４章　分野別に考慮すべき事項
- （1）住宅・不動産
- （2）鉄道
- （3）電力
- （4）ガス

第５章　働き方改革・生産性向上に向けた取組について
- （優良事例集）

第６章　その他
- （1）著しく短い工期と疑われる場合の対応
- （2）**建設資材価格高騰を踏まえた適切な価格転嫁の対応**
- （3）基準の見直し

・資材の納入遅延や高騰は、サプライチェーン全体で転嫁する必要。

・各業界団体の取組事例等を更新。

令和8年度入札契約適正化キャラバン 市区町村の入札契約適正化に向けた地方整備局等による働きかけ

入札契約適正化キャラバン（各地方整備局等）

○各地方整備局等において、入札契約の取組が遅れている**市区町村に対し、個別訪問による働きかけを実施**（全国10ブロック、地方整備局等単位）。

○令和８年度は**ダンピング対策・週休２日工事の実施**などを重点テーマに**約190団体**に対して実施（令和８年４月～）。
○**中東情勢の変化**を踏まえ、**資材価格の高騰等を踏まえた適正な価格転嫁**を重点テーマに追加（**令和８年６月～**）

●令和８年度　キャラバン実施概要

目的・趣旨

入札契約の取組が遅れている**市区町村への働きかけの加速化**

重点項目

- **ダンピング対策**
- **週休２日工事の実施**
- **中東情勢を踏まえた価格転嫁の徹底、公共工事への影響のヒアリング**
- **地域の特性に応じた項目（地整等において独自に実施）**

実施内容

市区町村を直接訪問するなどにより、令和８年度の重点項目２点を中心に適正化を働きかけたうえで、フォローアップを実施。

※都道府県との連携（調整・情報共有等）のうえ実施。必要に応じ、その他の猛暑対策サポートパッケージや平準化事例集、独自歩掛事例集等についても情報提供を実施。

実施主体

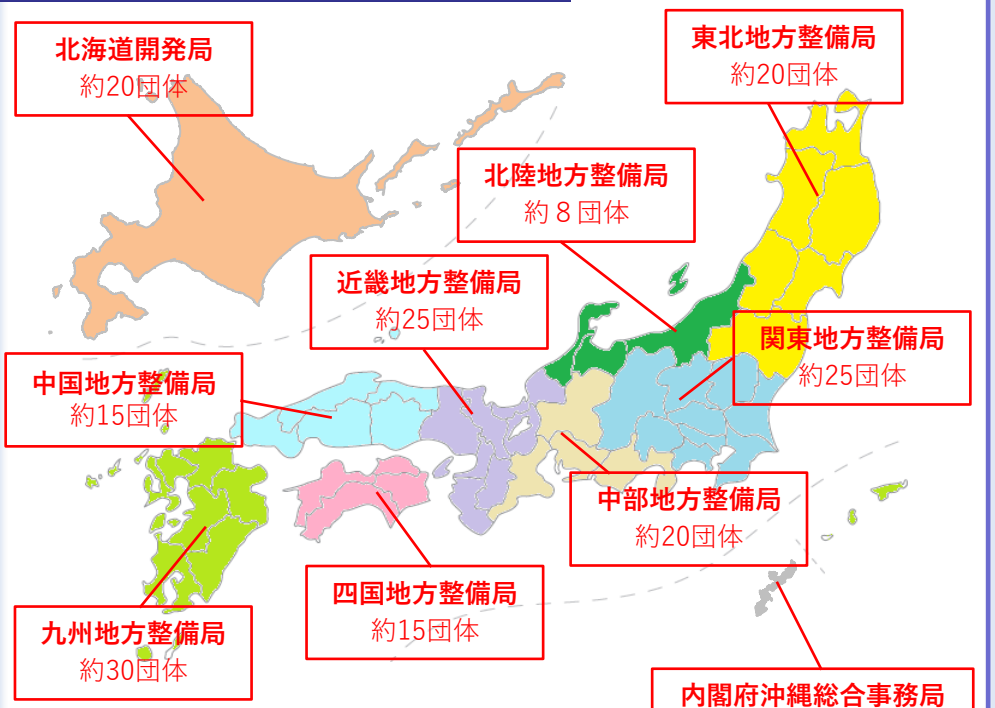
各地方整備局等建政部　入札契約適正化担当者

対象自治体

全国計　約190団体＊（ブロック別内訳は右図参照）

＊ダンピング対策：調査基準価格・最低制限価格制度のいずれかについて未導入もしくは設定水準が適切でない市区町村を中心として選定。
＊週休２日工事の実施：令和８年３月時点において週休２日工事未実施の市区町村を中心として選定。

●令和８年度　キャラバン実施地域



＊上記実施団体数は、重点項目２項目について選定した延べ団体数である。

55

個別対話型の働きかけを通じ、入札契約の適正化を目指す。

週休２日推進のための働きかけ

令和７年度における週休２日推進のための働きかけは以下に示すとおり。
地域の守り手である建設業が魅力的で選ばれる産業となり、持続的に発展し地域の安心安全や経済成長を将来に渡って担うことができるよう、都県政令市及び業界団体と連携して官民一体となった担い手確保の取組みを推進していく。

“建設業における魅力ある労働環境を実現する”ための週休２日の推進のための取組み

【民間発注者団体への個別訪問による働きかけ】

令和７年10月から12月にかけて各都県の民間発注者団体を個別に訪問し、週休２日や適正な工期確保に向けた働きかけを実施。
内容について各団体ＨＰやメルマガ等で会員へ周知いただいた。

- 茨城県経営者協会　12月15日
- 茨城県商工会議所連合会　12月15日
- 茨城県中小企業団体中央会　12月15日
- 茨城県商工会連合会　12月15日

- 栃木県経営者協会　11月26日
- 栃木県商工会議所連合会　11月26日
- 栃木県中小企業団体中央会　11月26日
- 栃木県商工会連合会　11月11日

- 群馬県経営者協会　11月11日
- 群馬県商工会議所連合会　11月18日
- 群馬県中小企業団体中央会　11月18日
- 群馬県商工会連合会　11月18日

- 埼玉県経営者協会　10月24日
- 埼玉県商工会議所連合会　10月24日
- 埼玉県中小企業団体中央会　10月24日
- 埼玉県商工会連合会　10月24日

- 千葉県経営者協会　12月8日
- 千葉県商工会議所連合会　12月8日
- 千葉県中小企業団体中央会　12月8日
- 千葉県商工会連合会　12月8日

- 東京経営者協会　―
- 東京商工会議所　12月25日
- 東京都中小企業団体中央会　12月17日
- 東京都商工会連合会　12月24日

- 神奈川県経営者協会　11月26日
- 神奈川県商工会議所連合会　11月26日
- 神奈川県中小企業団体中央会　11月26日
- 神奈川県商工会連合会　11月26日

- 山梨県経営者協会　12月2日
- 甲府商工会議所　12月2日
- 山梨県中小企業団体中央会　10月27日
- 山梨県商工会連合会　10月27日

- 長野県経営者協会　12月12日
- 長野県商工会議所連合会　12月1日
- 長野県中小企業団体中央会　12月1日
- 長野県商工会連合会　12月1日

【東京商工会議所　ＨＰ】



【埼玉県中小企業団体中央会　ＨＰ】



【補助金・交付金担当者を通じた働きかけ】

週休２日及び適正工期の実現に向けた取り組みに関する協力依頼文書、リーフレット及びチラシを各都県政令市の補助金・交付金担当者宛（都市局・住宅局所管）に送付し、交付決定を受けた事業者に対する働きかけを依頼。
併せて、9月から11月にかけて実施された都県政令市の補助金完了検査時において働きかけを実施。

56

働き方改革を推進するための国土交通省と厚生労働省の連携【関東管内】

国土交通省
関東地方整備局

関東地方整備局では、令和６年４月から適用された罰則付き時間外労働規制をはじめとした働き方改革について、令和5年度から引き続き厚生労働省との連携しながら建設業関係団体と意見交換等を行い、働き方改革が推進されるよう主に以下の取組を実施しており、令和８年度も継続して実施。

厚生労働省の取り組みに国土交通省が参画

① 建設業関係労働時間削減推進協議会の開催

- 各都県労働局が事務局となり、令和５年度より、１都８県で建設業労働時間削減推進協議会を開催
- 労働局、地方整備局をはじめ、都県、政令市、特殊会社などの各発注機関、建設業団体などが構成員
- 各構成員のそれぞれの取組状況を確認し、発注者、関係団体、行政機関が緊密に連携し、各都県の建設業における時間外労働の削減、働き方改革の推進を図ることを目的としている
- 令和８年度においても継続して実施。引き続き、特に民間発注者団体に対して、時間外労働の削減や適正な工期設定等について、各構成員が連携し働きかけを実施していく予定

【Ｒ8年度の各地の開催実績】

※ ☆印は民間発注者団体（商工会・経営者協会等）参加協議会

☆東京	R8.5.21	☆千葉	R8.6.12	茨城	R8.6.16	☆栃木	R8.6.16	☆群馬	R8.6.16
☆山梨	R8.6.18	☆埼玉	R8.6.24	☆神奈川	R8.6.26	☆長野	R8.6.30		

② 建設企業に対する労働時間等説明会の開催

- 各地の労働基準監督署が事務局となり、建設企業を対象とした改正労働基準法の説明会を開催
- 令和8年度も「適正工期ガイドブック」及び説明動画資料を提供。

③ 管内労働局との連名文書の発出

- 各都県内区市町村及び主要民間団体へ働き方改革等の実現に向けた協力依頼文書を発出

【連名文書発出状況】

※ 栃木は建設業関係労働時間削減推進協議会名で文書発出

茨城	R7.9.22	栃木	―	群馬	R7.11.28	埼玉	R7.9.1	千葉	R7.8.4
東京	R7.5.13	神奈川	R8.1.14	山梨	R7.10.24	長野	R7.8.26		

（一社）千葉県建設業協会活動報告

協会資料－１

１．国・県等に対する要望、陳情

国土交通省、千葉県など発注機関等との意見交換の場を通じて、社会資本の整備、維持管理のみならず、異常気象等の災害等の緊急時において、安全・安心を守る地域建設業が担う重要性をアピールし、その役割を果たすために、安定的かつ継続的な事業量及び適正利潤の確保の必要性を強調し、法制化した国土強靭化に寄与する事業計画に基づく安定的な事業予算の確保や働き方改革や担い手確保の観点からの工事現場の環境改善などを機会の都度、繰り返し訴えた。

【主な意見交換会等】

（１）協会三役と千葉県県土整備部との意見交換（令和８年４月）
（２）協会三役と関東地方整備局との意見交換（令和８年６月）
（３）協会と千葉県県土整備部（出先機関含む）との意見交換（令和８年７月）
（４）協会三役による関東地方整備局出先機関への要望活動（令和８年７月、８月）

一般社団法人 千葉県建設業協会
地域をまもり明日をつくる 建者（みらいけんじゃ）のチカラ

２．地震・風水害等災害への対応

本協会では、「災害対応空白地域を生み出さない」を基本理念に、異常気象の発生した際は、地域に精通した地元企業が、国・県との「災害業務基本協定」に基づく緊急時の待機・パトロールなど体制をとり、災害時は応急復旧業務を行うなど、県民の安全確保を迅速・的確に対応できる体制づくりの強化に取り組んでいる。

対応事例

（１）令和８年８月１３日から１４日に発生した「令和８年８月千葉豪雨」

県との災害協定に基づき、道路啓開作業、道路、河川における災害応急業務を関係各機関と連携して行った。また、自走不能となった県管理道路上の車両を県からの要請に基づき、車両撤去作業を実施

（２）令和８年９月２１日の台風２５号

県との災害協定に基づき、道路啓開作業、道路、河川における災害応急業務などを関係機関と連携し実施

（３）そのほかの風水害等の異常気象等に伴う応急復旧作業、パトロール等

（４）関係機関との災害想定訓練への参加

（５）千葉県北東部地域（海匝地区）で発生した鳥インフルエンザ発生時の埋却処分等の防疫対応

一般社団法人 千葉県建設業協会
地域をまもり明日をつくる 建者（みらいけんじゃ）のチカラ

令和８年８月千葉豪雨の状況



大網駅付近の道路冠水状況＜大網白里市＞



道路啓開作業・（主）生実本納線＜茂原市＞



道路啓開作業・（主）生実本納線＜千葉市緑区＞



道路啓開作業【車両撤去】・（主）船橋印西線＜八千代市＞



河川応急作業・二級河川 都川＜千葉市中央区＞



土のう設置状況（主）生実本納線＜茂原市＞

一般社団法人
千葉県建設業協会
地域をまもり明日をつくる 建者のチカラ

令和８年９月台風２５号の状況



県道姉ヶ崎袖ケ浦停車場線土砂崩落状況＜袖ヶ浦市＞



姉ヶ崎袖ケ浦停車場線道路啓開作業＜袖ヶ浦市＞



ＪＲ内房線線路への土砂流入状況＜袖ヶ浦市＞



主要地方道市原天津小湊線道路崩落状況①＜市原市＞



主要地方道市原天津小湊線道路崩落状況②＜市原市＞



会員による道路啓開作業＜大多喜町＞

一般社団法人
千葉県建設業協会
地域をまもり明日をつくる 建者（みらいけんじゃ）のチカラ

３．広報活動

（１）協会季刊広報誌『建設展望』の発行

（２）仕事体験テーマパーク「カンドゥー」内「建設エンジニア」ブースを継続出展

（３）出張版カンドゥー「ぼうけんカンドゥー」を東京湾アクアラインにて、イオンモールキッズドリーム合同会社と共催（令和８年８月）

（４）「千葉県マインクラフトコンテスト２０２５」の後援





初の試み「ぼうけんカンドゥー」の様子

４．建設業への入職促進活動・定着化推進活動

【主な活動】

・建設業への若手技術者の入職促進活動

（県内工業高校での卒業生と在校生の特別講話開催　令和７年１２月）

・就職前準備研修（令和８年３月）

・入職後フォローアップ研修（東日本建設業保証㈱との共催　令和８年９月）

一般社団法人 千葉県建設業協会
地域をまもり明日をつくる 建者（みらいけんじゃ）のチカラ

整備局資料－３

要　望	対応状況
第三次・担い手３法 品確法に基づく発注者の責務の周知徹底	**第三次・全国統一指標の取組状況のフォローアップ（関東ブロック発注者協議会）** 令和7年12月1日に第三次・全国統一指標を策定し、R11年度の目標達成に向けR7年度の実施状況を把握し、取組事例の情報交換を行うなどの連携を図り、発注者間の協力体制を強化
働き方改革・担い手確保 施工時期の平準化の推進	**第三次・全国統一指標（地域平準化率）推進（関東ブロック発注者協議会）** 稼働件数4～6月の閑散期の稼働件数のボトムアップ、1～3月の繁忙期は稼働件数のピークカットに取り組む
働き方改革・担い手確保 担い手確保の取組推進	**官民一体の担い手確保意見交換会** 令和7年2月に建設業団体・都県・政令市・関東地整が意見交換を実施し、令和7年6月に連携事項を申し合わせ **学校関係者向けインフラPR現場見学HP開設** 令和7年4月から学校関係者向けに関東地方整備局のホームページで現場見学のページを公開（R8.8末:1都8県54現場を紹介）

要　望	対応状況
入札契約 発注方式への要望	**一括審査の拡大** 受発注者の負担軽減のため一括審査・段階選抜の継続 **技術提案・交渉方式（ECI方式）の活用拡大** 電線共同溝工事にて、ECI方式を採用(R8.6公告)
持続可能な 事業環境の確保 地元企業が受注しやすい発注	**不調不落対策として公募型指名競争入札を拡大** **（自治体実績チャレンジⅡ型を採用）** 令和8年8月から公募型指名競争入札の評価方法に、自治体実績チャレンジⅡ型を新設。新規契約実績や地域精通度・地域貢献度を重視し地元企業の新規参入を促進 **熟練技術者の活用** 令和8年8月から監理技術者の経験を持つ熟練技術者の活用を評価し、工事品質の向上に加え、若手技術者・女性技術者への技術・承継促す
i-Construction （建設生産性の向上） BIM/CIMの活用促進	**BIM/CIM関連の試行状況** R6.7～　BIM/CIM3次元設計試行：3次元設計手法の有効性を検証 R7.4～　BIM/CIM積算試行：積算プロセスの効率化を試行 R7.7～　3次元モデル契約図書化試行工事：3次元モデルを契約図書化する仕組みを検証

働き方改革・担い手確保
週休2日の推進

多様な働き方の実現に向けた支援
令和8年度からは、従来の週休2日としての働き方の他、気候（猛暑対策等）を踏まえた働き方など、多様な働き方の実現を目指していく

工期変更・精算対応
令和7年度から天候等による作業不能日以上に休止せざるを得なかった場合、実態に応じて工期を変更し、延長日数に応じて精算

設計積算
現場条件を踏まえた
適切な設計積算

「設計変更ガイドライン総合版」リニューアル
令和6年度改正品確法を反映し、令和7年3月に「工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）」を刷新

監督検査
書類の簡素化

「土木工事電子書類スリム化ガイド」更新
新たな受注者アンケート調査結果を踏まえ、要望のあった施工体制台帳に添付する書類（雇用関係証明等）の明確化等を行い、令和8年3月に更新

協会資料－２

令和8年度　千葉県建設業協会と関東地方整備局との意見交換会の提案･要望事項

No	項　　目	提案事項	備考
1	地域の実情を踏まえた柔軟な積算制度の運用について	国の土木工事積算基準は、公共工事の予定価格を適正に算定するうえで不可欠な基礎であり、積算の公平性・透明性を確保する観点からも極めて重要な役割を果たしております。多くの自治体においても当該基準に準拠した運用が行われており、その意義は十分に認識しております。 一方で、土木工事の施工環境は、地形条件、交通事情、資材・機械の調達環境、労務確保の状況、気象条件など、地域ごとに大きく異なります。国の積算基準には各種補正の考え方が示されておりますが、地域固有の事情を積算に十分反映するには、現行の運用では限界が生じる場面も見受けられます。 つきましては、より一層、地域固有の事情を反映するような積算の運用を要望いたします。	
2	積算に必要となる特別調査価格等の設計図書への明示について	工事の入札に際し、積算に必要となる資材等の単価について、特別調査価格が採用されている場合には、入札参加者から質疑書を提出し、その回答により単価等の情報を確認しているものがあります。 これらの情報は、予定価格を適切に積算するために入札参加者が共通して必要とする情報であり、質疑によって開示可能な情報であれば、あらかじめ設計図書に明示することで、入札参加者による質疑書作成及び発注者による回答作成の双方の事務負担を軽減できるものと考えます。 また、積算に必要な情報（単価、歩掛等）を当初から設計図書に明示することは、入札参加者間の積算条件の統一や積算精度の向上にもつながると考えます。 つきましては、特別調査により設定された資材等の単価のうち、入札時の積算に必要かつ、質疑に対して開示している情報については、原則として当初から設計図書又は積算参考資料等に明示する運用をお願いいたします。	
3	さらなるプレキャストコンクリート製品の導入促進について	近年、工事現場では技能者不足が深刻化し、生産性向上、工期短縮、施工管理負荷の軽減、安全性向上など、現場環境の改善が強く求められています。特に、建設業において時間外労働の上限規制が令和６年４月１日より適用されたことから、適切な工期設定は喫緊の課題となっています。 このような状況を踏まえ、公共工事においては、余裕期間の設定、工事の早期発注、複数年契約工事の活用とともに、国が地方公共団体に対して、積極的なプレキャスト化の導入に向けた制度作りなど、プレキャストコンクリート製品の導入促進を要望します。 加えて、車両運搬が可能な規格のコンクリート構造物については、原則としてプレキャスト化を図り、現場作業の効率化と工期短縮を実現されるようお願いいたします。 また、設計段階では現場打ちとしているものの、実際の施工ではプレキャスト製品が使用されている事例が多数存在していることから、当初設計段階からプレキャスト製品を前提とした積算を行い、積算上の費用と実際の施工費用の乖離を是正し、現実的な施工性と工期を反映した設計とされるようお願いいたします。	

整備局資料－４

令和８年度（一社）千葉県建設業協会との意見交換会　回答

提案テーマ　　及び　　回　答
1. 地域の実情を踏まえた柔軟な積算制度の運用について
国の土木工事積算基準は、公共工事の予定価格を適正に算定するうえで不可欠な基礎であり、積算の公平性・透明性を確保する観点からも極めて重要な役割を果たしております。多くの自治体においても当該基準に準拠した運用が行われており、その意義は十分に認識しております。 一方で、土木工事の施工環境は、地形条件、交通事情、資材・機械の調達環境、労務確保の状況、気象条件など、地域ごとに大きく異なります。国の積算基準には各種補正の考え方が示されておりますが、地域固有の事情を積算に十分反映するには、現行の運用では限界が生じる場面も見受けられます。 つきましては、より一層、地域固有の事情を反映するような積算の運用を要望いたします。
【回答】 ○ 国土交通省で作成している土木工事標準歩掛や補正係数は、予定価格のうち直接工事費を積算するためのもので、標準的な施工が行われた場合の労務、材料、機械等の職種・規格や所要量等を工種毎に、実際の現場実態を調査した結果より設定しております。 ○ 令和8年度の標準歩掛の改定より、小規模の施工実態を反映した歩掛の制定、改定を行うとともに、積算者が土木工事標準歩掛の適用可否の判断をしやすいように、適用範囲及び施工方法を詳細に記載するなどの見直しを実施しています。 ○ また、土木工事標準歩掛の適用範囲外となる場合には、特別調査又は見積徴取により、当該工事に適用する歩掛を決定いたします。なお、適用範囲内であっても、地域固有の事情等により標準積算と乖離が生じ、不調・不落が想定される場合においては、入札者から見積の提出を求め、その価格の妥当性を検証の上、予定価格に反映する「見積活用方式」等を活用してまいります。 ○ 現場の実態を歩掛や補正係数に反映させるためには、施工者による調査が非常に重要となります。調査表には施工場所とともに施工制約の内容、資機材供給の遅れや建設機械の回送時間、作業日毎の気象などを詳細に記入できるようにしておりますので、調査を実施する際には現場の実態を記載いただくようご協力をお願いします。 ○ 今後も、現場の実態を踏まえた適正な歩掛や補正係数の設定に努めるとともに、特別調査又は見積徴取に当たっては、実態に即した調査・見積りが行われるよう、調査会社や見積作成依頼者に対して図面や現場条件を適切に明示するよう努めてまいります。 ○ なお、設計条件や地域固有の現場条件は当初発注時に適切に条件明示し、仮に、これらの条件に不一致があった場合は、協議の上、適切に設計変更を行うことに努めてまいります。

整備局資料－４

令和８年度（一社）千葉県建設業協会との意見交換会　回答

提案テーマ　　及び　　回　答
2. 積算に必要となる特別調査価格等の設計図書への明示について
工事の入札に際し、積算に必要となる資材等の単価について、特別調査価格が採用されている場合には、入札参加者から質疑書を提出し、その回答により単価等の情報を確認しているものがあります。 これらの情報は、予定価格を適切に積算するために入札参加者が共通して必要とする情報であり、質疑によって開示可能な情報であれば、あらかじめ設計図書に明示することで、入札参加者による質疑書作成及び発注者による回答作成の双方の事務負担を軽減できるものと考えます。 また、積算に必要な情報（単価、歩掛等）を当初から設計図書に明示することは、入札参加者間の積算条件の統一や積算精度の向上にもつながると考えます。 つきましては、特別調査により設定された資材等の単価のうち、入札時の積算に必要かつ、質疑に対して開示している情報については、原則として当初から設計図書又は積算参考資料等に明示する運用をお願いいたします。
【回答】 ○ 関東地方整備局では、質問の有無によらず、材料単価の公表については、当該工事において、局特別調査（臨時調査）により設定した「主たる建設資材（請負工事費に占める割合が大きく、大量調達等により急激な価格変動が予想される建設資材）」の材料単価、「調達環境の厳しい建設資材」の材料単価を公表対象とし運用しています。 ○ 受発注者双方の負担軽減に向けて、局特別調査（臨時調査）の開示のタイミングや方法については検討してまいります。

整備局資料－４

令和８年度（一社）千葉県建設業協会との意見交換会　回答

提案テーマ　　及び　　回　答
3. さらなるプレキャストコンクリート製品の導入促進について
近年、工事現場では技能者不足が深刻化し、生産性向上、工期短縮、施工管理負荷の軽減、安全性向上など、現場環境の改善が強く求められています。特に、建設業において時間外労働の上限規制が令和６年４月１日より適用されたことから、適切な工期設定は喫緊の課題となっています。 このような状況を踏まえ、公共工事においては、余裕期間の設定、工事の早期発注、複数年契約工事の活用とともに、国が地方公共団体に対して、積極的なプレキャスト化の導入に向けた制度作りなど、プレキャストコンクリート製品の導入促進を要望します。 加えて、車両運搬が可能な規格のコンクリート構造物については、原則としてプレキャスト化を図り、現場作業の効率化と工期短縮を実現されるようお願いいたします。 また、設計段階では現場打ちとしているものの、実際の施工ではプレキャスト製品が使用されている事例が多数存在していることから、これらの実態を把握するため、実態調査の実施を要望いたします。そして、当初設計段階からプレキャスト製品を前提とした積算を行い、積算上の費用と実際の施工費用の乖離を是正し、現実的な施工性と工期を反映した設計とされるようお願いいたします。
【回答】 ○ プレキャスト工法の建設現場への適用は、省人化による生産性向上や安全性の確保、工期短縮に有効な取組であると認識しております。 ○ プレキャストの活用については、これまでも予備設計又は詳細設計の段階において、運搬可能な規格の構造物の原則プレキャスト化を図るとともに、VFMによる工法比較検討を実施してきました。さらに、令和8年3月には、本省において、運搬可能なボックスカルバートやL型擁壁について原則としてプレキャスト製品を選定できるようにするなど、プレキャスト工法をより活用しやすくするための実施要領が策定されたところです。 ○ これを受け、関東地方整備局においても、プレキャスト工法の積極的な活用について改めて各事務所へ周知するとともに、その内容をホームページに掲載し、プレキャスト工法の有用性について広く周知を図っているところです。引き続き、地方公共団体に対しても「関東ブロック発注者協議会」等を通じて取組内容を共有し、プレキャスト工法の活用促進に努めてまいります。 ○ プレキャストコンクリート製品の使用の実態を土木工事標準歩掛に反映させるためには、施工実態を適切に把握することが重要であると認識しております。 ○ 例えば、プレキャスト化への移行が見られたことにより、函渠工（大型プレキャストボックスカルバート工）の歩掛を平成31年度に新規制定しております。 ○ 施工実態の調査につきましては毎年実施しており、材料規格の使用実態について今後も継続して注視してまいります。 ○ 現場の事態を歩掛に反映させるためには、施工者による調査が非常に重要となります。使用材料、作業手順、施工規模など様々な現場実態を調査しており、調査を実施する際には現場の実態をしっかり記載いただくようご協力をお願いします。